

令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第5号 6月11日（水曜日）

◎議事日程 第5号 令和7年6月11日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡 覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員（1名）

6番 島田亜紀君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副 市 長	永井恵三君
教 育 長	滝 誠君	経 営 部 長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教 育 部 長	中村達司君	消 防 長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	総 務 課 長	藤村崇司君
多様性社会推進課長	小笠原健一君	防災交通課長	吉野 勲君

市民課長	富田圭一君	保険年金課長	舟橋きよみ君
子育て支援課長	高橋正直君	子育て支援課主幹	中村美和君
子ども未来課長	上原眞由美君	子ども未来課主幹	伊藤真弓君
子ども未来課主幹	神林宏之君	整備課長	高橋秀成君
土木管理課長	吉田昌義君	下水道課長	竹本昭彦君
環境課長	疇地利哉君	観光課長	伊藤修君
学校教育課長	西村岳之君	学校教育課主幹	鈴木早智君
文化推進課長	大黒澄子君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。17番、柴田浩行議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

17番 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） おはようございます。17番、創犬会、柴田浩行です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。

件名1、きれいなまちづくりについて。

平成25年3月議会において、城下町地区を美化推進モデル地区に指定して、ポイ捨て防止の推進を図ること、そして城下町地区での歩きたばこの自粛の推進を図ることを提案させていただきました。

平成26年9月議会においては、路上喫煙禁止に関する条例の制定と城下町地区を路上喫煙禁止区域に指定すべきだと提案させていただきました。

平成30年6月議会においては、犬山駅周辺エリアに限定して路上喫煙禁止に関する条例の制定と路上喫煙禁止区域の制定を提案させていただきました。ここで、当時の永井経済環境部長から、検討するという答弁がありまして、令和2年10月1日より犬山市路上喫煙の禁止に関する条例が施行されました。

市民の皆様のご理解とご協力、職員の皆様のご尽力により、一步一步、きれいなまちづくりが進んでいることに感謝申し上げます。さらに、きれいなまちづくりに取り組んでいくべきだと考え、質問させていただきます。

要旨1です。「空き缶等ポイ捨て防止に関する条例」について。

今回は、犬山駅西口から城下町エリア、犬山駅東口周辺エリアに限定して質問させていた

できます。

現状について2点、質問させていただきます。

1点目、ごみ、たばこの吸い殻、空き缶など、ごみのポイ捨ての状況について、どのような認識を持っているのかお示してください。

2点目、ごみのポイ捨て防止にどのように取り組んでいるのかをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

環境課の窓口には、「ごみが捨てられている」、「不法投棄されている」という連絡・相談が多く寄せられますが、その中に、ポイ捨てだと思われるものも含まれていること、また、私自身も城下町や駅前通りなど、議員ご指摘のエリアはよく歩きますので、残念ながらポイ捨てはなくなっていないと認識をしております。

議員ご指摘のエリアに特化したものではなく、市域全体の取組となりますが、ポイ捨て防止の取組につきまして、不法投棄防止の一環として、パトロール員により、平日は、ほぼ毎日市内を巡回しております。

また、市民から「自分の敷地に不法投棄、ポイ捨てされて困っている」といった相談があった場合には、土地の管理者の方にて対応していただく必要があることを説明し、ご希望があった際には、看板の見本等を紹介しております。

また、ポイ捨て等が放置されていると、ごみがごみを呼ぶ状況となってしまいますので、公共用地にポイ捨て等があった場合には、先ほどのパトロール員が回収するとともに、市民が公共的空間の清掃活動を行われる際には、クリーンタウン犬山推進事業として、ボランティア袋の支給等をしております。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

資料のほうを参照ください。「犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例」が資料として添付させていただいております。

第11条、回収容器の設置及び管理をご覧ください。

市内において自動販売機により容器入りの飲食料を販売する者は、規則の定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならないと定められております。

残念ながら、回収容器が設置されていない自動販売機が、駅周辺では多く見受けられます。そこで2点、再質問させていただきます。

1点目、回収容器の設置状況について把握しているのか、お示してください。

2点目、回収容器が設置されていない自動販売機の業者に対して、施行規則等に基づき指導や勧告を実施しているのかお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

回収容器を設置した場合、空き缶等以外の別のごみも捨てられてしまい、容器にごみがあふれるなど、周囲の美観を損なうおそれがあることから、議員ご指摘の犬山駅西口から城下町、犬山駅東口のエリアにおいても、回収容器を設置していない自動販売機があることは認識しておりますが、場所や台数など、具体的な状況は把握しておりませんので、まずは、当該エリアの設置状況の把握をいたします。

また、回収容器を設置していない自動販売機の設置者については、指導や勧告を、現在は実施してできておりませんが、先ほどの状況を把握した上で、回収容器を設置するように指導してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。条例や施行規則等に基づいて適正に対応していただくことを期待しております。

再々質問させていただきます。

この条例では、市の責務、事業者の責務、市民等の責務などが定められております。また、空き缶等の散乱を防止するための必要があると認めるときは、事業者に対して散乱防止協定の締結を求めることができます。質問で取り上げたように、指導や勧告ができます。きれいなまちづくりを推進する上で、すばらしい条例となっております。

そこで、再々質問です。

美化推進と安全対策強化、さらには快適な生活環境を守るために、犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみ、たばこの吸い殻、空き缶など、ごみのポイ捨ての防止の強化を図るべきだと考えます。

今回は、犬山駅西口から城下町エリア、犬山駅東口周辺エリアに限定しておりますが、きれいなまちづくりに今後どのように取り組んでいくのかをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再々質問にお答えします。

ポイ捨ての防止策として最も重要な取組の1つは、その行為者、つまりごみを捨てる人ですが、そうした人に対して、「やってはいけないこと」だと周知・啓発することだと考えております。

周知・啓発の対象となるポイ捨ての行為者としましては、例えば住民の方、観光客、あるいは観光以外で犬山に来る人、あるいは犬山を通過する人など、場所や状況によって様々でして、現時点で具体的な方法は見い出せておりませんが、そうした対象者に応じて、効果的に周知、啓発していきたいと考えております。

今後は、先ほど紹介した取組を継続するとともに、ポイ捨て防止のための周知、啓発などの方法について、他自治体の事例等を研究し、効果的なものを取り入れ、実施していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。さらなるきれいなまちづくりに取り組んでいただくことをご期待申し上げます。

それでは、件名2です。教育環境の整備についてです。

要旨1、給食室の整備について。

昨年11月定例議会で給食室の整備について一般質問させていただきました。部長からは、給食室調査設計方針策定業務を、令和6年7月より委託し、令和7年3月に全ての学校の設計方針案を策定する予定との答弁がありました。この答弁を踏まえまして、質問させていただきます。

給食室の今後の整備計画についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和6年7月より給食室調査・設計方針策定業務委託を実施し、その中で、給食室の内装の劣化度や空調設備、電気設備等の不具合の調査を行いました。

その調査の結果を踏まえ、改修の優先順位と概算改修費の資料を成果物として令和7年3月に受領したところです。

調査により、全ての給食室において何らかの課題があることが判明したことから、報告書による優先順位を参考にしながら、着実に改修を進めていきたいと考えています。

財政状況にもよりますが、令和8年度以降に1校目の実施設計を行い、その翌年度から改修工事に着手する予定としています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

親子給食方式の導入について、同じく昨年11月定例議会で教育長から、令和10年8月を目標にして、今井小学校と東小学校について、親子給食が実施できるように計画を進めていきたい。この様子を見ながら、次は栗栖小学校と犬山北小学校について、親子給食を実施していきたいという答弁がありました。

この答弁を踏まえまして再質問です。

親子給食方式を導入するための今後の給食室の整備計画について、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

親子調理方式については、給食室の改修の優先順位が高く、給食の搬出経路の整備が最小限で済むことから、東小学校が調理を担う「親」となること、また、給食を受け取る側の「子」については、東小学校から近い今井小学校で検討しています。

親子調理方式の開始時期につきましては、給食調理業務委託期間の切り替わる、令和10年

8月を目標としています。

令和10年8月に「親」「子」両方の給食室の整備を完了する必要があるため、令和8年度に東小学校の給食室改修の実施設計を行い、令和9年度に工事を行うことを目指して取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。答弁では、令和10年8月を目標と、令和9年度に工事を行うことを目指してという曖昧な答弁になっておりますが、計画どおりに改修工事が完了することを期待しております。

続きまして、要旨2です。運動場の整備について。

令和4年9月定例議会で、運動場の整備について一般質問させていただいております。令和6年度以降には順次進めていきたいという答弁でありました。この令和6年度以降という言葉が、なかなか複雑というか、難しい言葉というふうになっているんですけども、令和6年度は実施されず、令和7年度も予算計上されておられません。

運動場整備の順位は、犬山西小学校、城東中学校、東部中学校、犬山中学校、南部中学校、東小学校となっております。現状について2点、まず質問させていただきます。

犬山西小学校、城東中学校、東部中学校、犬山中学校、南部中学校、東小学校の運動場について、どのような状況だと把握しているのか、お示ください。

2点目です。特に犬山西小学校、東小学校の運動場の整備は緊急を要すると思いますが、教育委員会の見解をお示ください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ご指摘の小中学校の運動場については、水はけの悪さや小石の混入、砂ぼこりが起こるといった現状について把握しており、特に犬山西小学校と東小学校の運動場については、状態が悪いことについて、学校やPTA、運動場の使用者からも聞いているところです。

そのため、「犬山市小中学校施設の長寿命化計画」の事業別学校施設整備計画表において整備対象として位置づけており、その中の運動場整備としましては、先に議員からのご案内があったとおりですが、犬山西小学校を優先順位の1番目、東小学校を6番目と位置づけています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。

2点、再質問させていただきます。

1点目です。運動場の整備が全く進んでない原因についてお示ください。

2点目です。先ほど申しましたが、犬山西小学校、東小学校の運動場の整備は緊急を要すると思います。1週間、2週間ぐらい前に私も犬山西小学校の運動場で、スポーツ少年団の練習試合をしましたけども、かなり危険な状態だなと感じております。

今後、運動場の整備を進める考えはあるのか、整備を進める考えがあるのであれば、明確

に時間軸をお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

運動場の現状については十分に認識していますが、財政状況から事業を選択せざるを得ない状況にあります。

ハード面の整備については、校舎の老朽化への対応として、その修繕や改修工事に多大な予算を割いており、今後も空調設備の更新、非構造部材改修工事、給食室の改修、屋根防水改修工事など、建物の整備が優先順位が高いと考えています。

まずは児童生徒の安全と、学校生活に大きな支障のある部分の改善・改修を優先して実施してまいります。

また、整備の時間軸をお示しすることについては、ほかに優先しなければならない事業があることと、財政上のコンセンサスが得られていないことから、現時点では困難な状況です。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。財政上の状況から、事業選択せざるを得ないという厳しい状況だということがよく分かりました。

要旨3です。小中学校施設の長寿命化計画についてです。

教育長に、要旨1、要旨2の答弁を踏まえた上で質問させていただきます。

計画に基づいて、防災機能の強化、防水工事、運動場整備等を実施しなければいけません。さらには、給食室の整備も必要です。整備すべき施設が非常に増えております。財政状況から事業を選択せざるを得ないという答弁もございました。

そこで、優先順位や整備内容を見直すべきではないかと考えます。財源等も踏まえた上で、長寿命化計画を見直すことを提案いたしますが、教育長のお考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

柴田議員からは、学校現場のソフト面、ハード面、両面から、厳しくも温かいご指摘と申し上げるのが適切か、温かくも厳しいご指摘というふうに申し上げるのが適切かは分かりませんが、ご指摘をいただいております。ありがとうございます。

学校の施設については、先ほどからも出ておりますが、校舎の新築、改修、屋根の防水工事、給食室の整備、運動場の整備、体育館も含めていろいろやることがもう本当にたくさんあることはお分かりいただけたことと思います。さらに、頭の痛いことには、全てお金のかかることばかりであります。

校舎の新築、改修については、これまで羽黒小学校、楽田小学校、そして犬山南小学校、これは現在進行中でありましてけれども、これが一区切りついたところで、次は城東小学校、

中学校というところへ入ったところで、耐力度調査を行ったところ、小学校よりも中学校を優先すべきであるというような結果が出ました。

したがって、現在は、城東中学校の新築、改修に向けての動きを始めたところでございます。

現在の長寿命化計画は、項目ごとに優先順位は示してありますけれども、時間軸は示してありません。これは示していないというよりも、示すことが非常に難しいといった側面もあるものですから、優先順位は学校ごとに、どこの学校を先にやるかということは示してあるんですが、いつまでに何をやるということが示せてないんですね。

これについて、これで計画と言えるのかというふうなご指摘をいただければ、これはもうごめんなさいと言うしかないなと思っております。まずは現時点で、実現可能な計画を作成することが急務ではないかなというふうに思っているところです。

「夢なくば理想なし、理想なくば計画なし、計画なくば実行なし、実行なくば成功なし」。これは吉田松陰の残した言葉でありますけれども、計画がなければ、実行も成功もあり得ないということでもあります。まずは、きちっとした計画を作成すること、これが私どもに課せられた責務でないかなというふうに思っているんですね。

学校の施設については、先ほど来出ております項目ごとの枠を取っ払って、予算の規模も勘案しながら、何をやるのに幾らかかるのか、それをずっと並べて、今までは項目ごとに来ていたやつを、もうとにかく何年に何をやる、何年にもやるというような素案づくりを、まずは本年度中にできたらいいなと思っております。

それができた後でありますけれども、これは部長も答弁したように、非常に難しいことであります。簡単なことではありませんけれども、10年先を想定してしまうと、絵に描いた餅で終わってしまう可能性がありますので、少なくとも2年後、3年後を見越した上で、時間軸を明確にしながら、長寿命化計画の策定を目指していきたいと、目指していきたいということを今、強く思っているところであります。

以上であります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 教育長、ご答弁ありがとうございます。財政状況は非常に厳しいですが、未来を担う子どもたちのために、教育環境の整備が着実に進められることを期待しております。

それでは、件名3です。子ども未来園について。

要旨1です。橋五子ども未来園の現状について。

開園して2か月が経過いたしました。順調に運営されているのか、質問させていただきます。

まずは、保育の状況についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

橋五子ども未来園が開園して2か月が経過し、当初は大人数となったことによる戸惑いもありましたが、保育士も子どもたちも新しい環境に慣れてきたところです。

とりわけ、木のぬくもりが感じられる保育室は、子どもたちにとって心地よさと安心感があり、どの年齢の子どもたちも保育室の中でゆったりと遊びを楽しんでいます。

また、「子育て交流ロビー」では、送迎時に親子で絵本を見たり、保護者同士が話をしたりする姿があり、まさに親子・保護者同士の交流のスペースとしてにぎわっています。

また、ご心配をいただいています交通問題につきましては、駐車場が確保されているため、保護者が駐車待ちをする必要がなく、周辺道路の交通渋滞も今のところ心配はありません。

このように、特に大きな問題となる事柄は、今のところありません。

開園2か月がたった橋五子ども未来園では、子どもも大人も園の特性を生かし、日々楽しく過ごすことができおり、順調に運営が進んでいるのではないかと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。状況がよく分かりました。

再質問させていただきます。

子育て支援センター、地域交流室、一時保育の状況について、次は再質問させてください。

3点、再質問いたします。

1点目、子育て支援センター、地域交流室、一時保育の利用状況についてお示しくください。

2点目といたしまして、子育て支援センター、地域交流室、一時保育の課題と対応策についてお示しくください。

3点目といたしまして、子育て支援センターのオープンが令和7年5月となりました。その原因についてお示しくください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

初めに、利用状況についてお答えします。

子育て支援センターの5月の利用状況は、延べ組数で273組となり、昨年同時期における、橋爪子ども未来園の子育て支援センター利用状況が延べ組数で171組でしたので、比較すると延べ102組の増となっています。

続きまして、地域交流室の利用状況ですが、こちらについては現在のところありません。

一時保育の5月の利用状況につきましては、利用児童延べ人数として44名となり、昨年度同時期における橋爪子ども未来園での一時保育の利用状況が延べ人数で51名でしたので、7名の減となっております。

次に、課題と対応策についてです。

地域交流室については、地域の方に活用していただくため、今、利用がありませんので、積極的に周知のほうをさせていただきます。

子育て支援センター及び一時保育事業につきましては、現時点においては課題は生じておりませんが、引き続き、PRのほうを努めていきたいと思っております。

最後に、子育て支援センターのオープンが令和7年5月となった理由です。

子育て支援センターは、橋五子ども未来園の一角を利用した開設となります。そのため、まずは、橋五子ども未来園の園児たちが新しい施設、新しい生活に慣れ、落ち着いて過ごすことができるようになることを優先させていただきました。

また、職員も新しい施設、設備等に対する注意点も予測できていない、こういうことも加味し、どれくらいの期間があれば、新園の生活が落ち着くかについて、内部の検討をした結果、1か月程度あれば大丈夫であるという判断の下で、5月のオープンとさせていただいたものです。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。順調にスタートを切れたということがよく分かりました。

要旨2です。橋五子ども未来園の活用についてです。

橋五子ども未来園は、犬山市の子ども・子育て支援策やシティプロモーションのシンボルとなるべき重要な存在だと考えます。橋五子ども未来園を保育士の採用に活用すべきだと考えます。

犬山市の保育士への採用希望者を増やすためにも、保育士採用後一定期間は橋五子ども未来園で勤務ができるなどと、そういった取組をしてはどうかと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども未来園2園を統合し、橋五子ども未来園を整備したことは、当市にとって初めてであり、かつ、園児数規模も市内子ども未来園の中では一番大きく、市内12園の代表園といっても過言ではありません。

また、「田園風景と調和する「ヒミツ基地」のような子ども未来園」をコンセプトに、県内公立保育所では初めてのフルZEB園舎として整備をしました。

橋五子ども未来園は、近隣の保育士間でも話題に上がっており、「こんな園で働きたい」と考える保育士は多いと実感しております。

議員から提案のあった「保育士採用後、一定期間は橋五子ども未来園で勤務できるようにしたらどうか。」という点についてですが、保育士の人事は、子どもや保護者との信頼関係、安心感を考慮し、できるだけ3年程度は同じ園での勤務ができるようにしています。また、クラスの運営上、配置する保育士の経験年数のバランスも考慮しなければなりません。

令和7年度の新規採用保育士は7名、令和8年度は10名程度を予定しています。新規採用保育士全員が、同時に同じ園で勤務することは、園の運営上難しく、採用後、順に一定期間は橋五子ども未来園での勤務をしたら、相当の年数を要します。

このような理由で、採用後に橋五子ども未来園に一定期間勤務するという事は難しいと考えますが、保育士の採用が課題となっている中、橋五子ども未来園が、犬山の保育のイメ

ージアップの一翼を担い、採用希望者の増加につながる存在に十分なり得ると考えています。

そのため、「犬山で保育士として働きたい」と希望する人を増やす方策として、採用前の時期に橋五子ども未来園での保育体験を実施したり、各大学で開催される就職セミナーにおいて橋五子ども未来園を前面に押し出したPRをするなど、保育士の採用への活用をしたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。ちょっと極端な提案をさせていただきましたけども、保育士の採用にぜひ活用していただきたいと考えております。

再質問させていただきます。

子育て世代に対して、橋五子ども未来園を活用して、周辺エリアへの移住・定住を誘導すべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、橋五子ども未来園は、設備や機能だけでなく、何より子どもたちの「ワクワク」と「ドキドキ」に満ちた空間づくりを目指した整備コンセプトなど、ほかの保育所とは異なる魅力があります。

したがって、これからの全ての要素を含め、橋五子ども未来園を、犬山市における子ども・子育てを象徴する新たな施設として活用することはとても意義のあることだと考えます。

さらに、犬山市には、橋五子ども未来園をはじめとする全ての公立園の園庭が天然芝生化であること、給食も「自園調理で温かくて、おいしい」こと、こういった点も、ほかの自治体に比べて大きな魅力と言えます。

こうした施設やサービスのいずれの面からも、犬山の保育の多彩な魅力を、一人でも多くの方に知っていただくことは、若い世代や子育て世帯をターゲットとした移住・定住の促進につながる期待が持てるだけでなく、保育士として就職を予定している学生の皆さんにも積極的に伝えることで、犬山市の採用希望者を増やすことができる可能性も十分にあると思っています。

そうしたことから、今年度、休園日に橋五子ども未来園を開放し、「橋五子ども未来園」で、「犬山市の保育」「犬山市への移住」に関心のある方が、気軽に体験することができる機会を設けていくことを考えています。

市外の方に犬山市に来ていただくきっかけともなりますし、実際に来ていただいた方には、犬山の保育や子育てのよいところを保育士などから直接伝えるほか、住むまちの犬山の魅力も紹介していく機会となるよう検討をしていきます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。橋五子ども未来園が、犬山市の子ども・子育て支援策やシティプロモーション、さらには保育士の採用において、相乗効果を発揮して

いただくことを期待しております。

要旨3です。子ども未来園未満児施設整備についてです。

今までは橋五子ども未来園、新しい園の話をさせていただきましたけども、今度は、老朽化した園のお話をさせていただきます。

第六次犬山市総合計画、令和6年度実施計画によりますと、楽田子ども未来園の未満児施設工事が示されております。先日は玉置議員の一般質問でもありましたが、子ども未来園施設整備10ヶ年計画の改訂版によると、楽田子ども未来園の廃止が示されております。

そこで質問させていただきます。

廃止の方針が示されている楽田子ども未来園において、未満児施設整備を実施する理由についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

楽田子ども未来園の今後の在り方につきましては、玉置議員のご質問にお答えしたとおり、令和5年度に策定した「施設整備10ヶ年計画（改訂版）」において、「廃止」の方針を示しており、楽田東及び楽田西子ども未来園を含め、令和11年度をめどに統廃合を含めたマネジメントに着手することとしております。

その一方で、3歳未満児室等環境整備については、「令和6年度実施計画」において、楽田子ども未来園は、令和9年度に設計を、令和10年度に工事を実施する予定としています。

楽田子ども未来園の「廃止」を含めた「楽田地区のマネジメント」は、基本構想から事業の完了までに相応の期間を要することが想定されます。

その間の高まる3歳未満児の保育ニーズに対応し、保育環境を整えるため、費用面や不必要な投資とならないことを十分意識しながら、未満児室施設整備は実施していく必要があると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。

再質問として、市長にお伺いさせていただきます。

件名2では、学校の施設整備について一般質問させていただきました。今回はここでは子ども未来園の施設整備について一般質問させていただいております。

非常に財政が厳しい、そういった状況において、ある意味二重投資になるんじゃないか。廃止の方針が示されている楽田子ども未来園への未満児施設整備は、見直してはどうかと提案させていただきますが、原市長のお考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

柴田議員ご指摘のとおり、依然として財政状況は非常に厳しい状況です。それは子ども未

来園に限らず、公共施設のマネジメントは効率的に実施していく必要があります。

ただ、一方で、楽田子ども未来園の3歳未満児室などの環境整備については考えていかなければならない大切な側面、視点もあると思っています。それは、子どもたちが安心して通うことができ、通いたくなる楽田子ども未来園であるということであります。そのために、3歳未満児の保育ニーズに対応した、保育環境を整える必要があるということは、先ほど申し上げているとおりでありますし、また、楽田子ども未来園の廃止を含めた楽田地区のマネジメントが完了するまでには、かなりの時間が必要となります。ですから、楽田子ども未来園の3歳未満児室などの整備事業は進めさせていただきたいと思います。これは子どもたちのための環境整備と捉えていただきたいと思います。

ただ、改修内容については、過剰な投資にならないようにしっかりと対応をしていかなければならないと考えています。

ですから、多くの費用が必要となる床暖房とトイレの段差解消、トイレの便器の更新、未満児室以外の保育室や遊戯室などの工事は実施しません。実施する整備については、床材をクッションフロアにすることや、設備の自動水栓化など、必要最小限に留めてまいります。それにより、統廃合の計画とのバランスを図りながらも、子どもたちの成長や発達につながるよう、保育の質を高めていきたいというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 17番 柴田浩行議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さん、こんにちは。日本共産党犬山市議団、岡 覚です。今回、4件発言通告をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の1、長者町団地交差点の歩車分離式信号を音付スクランブルに。

①盲導犬利用の視覚障害者から、「音付」にしてほしいという要望が寄せられているが、どう対応するか。

これについて、一昨日、諏訪議員から質問がありました。そして、土木常設員等から要望を提出してもらえば、これを公安委員会、警察に伝え、対応していきたい旨の答弁が市民部長からありました。

1の前段は、これで私も了承し、質問を取りやめます。

一方で、1のヒアリングで後段部分でお話しした件については質問したいと思います。

音響式に変更するには周辺住民の同意が必要だと認識しています。私の記憶では、過去に元福祉会館前の交差点を音響への要望がありました。このとき地元からやめてほしいという声が高まって、実現できなかったというふうに記憶しています。

そこで、今回の要望者とお話を少し深めまして、こうした話もしましたところ、1日のうち半分くらい、例えば朝の7時から夕方の19時という12時間だけでも音響式にしてほしいという要望が寄せられました。

こういうふうな依頼者の声も生かしながら、住民の合意をハードルを低くして得る努力ができないかどうか、このことについて質問いたしますので、お願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

信号機の音が鳴ることで、気になって生活に影響する人もあるため、設置には、周辺住民の合意は必要なものと、警察から聞いています。

視覚障害者のための音響式信号の現状としては、警察が発表している情報によると、市内に13か所あります。そのうち、富岡と五郎丸の2か所にあるものは、終日、音が鳴るもので、ほかの11か所については、時間を制限しており、場所により音が鳴る時間が異なります。最長のものは、朝7時から20時まで、最短のものは、8時から18時までとなっています。

既に時間を制限した運用の実態もあるため、どこまでハードルを低くすることができるかについては、まずは犬山警察署へご相談ください。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

1の②斜め横断ができるよう、歩道面積を増やすべきではないかということでもあります。

写真を添付しました。公安委員会、警察は、何が安全な歩車分離式の信号なのかよくご存じなんですね。ですから、犬山警察署に近い、この写真を載せました犬山駅東と、それから警察署前の交差点、全て音付スクランブルになっています。

信号も、東西南北だけでなく斜めの信号も、みんな歩行者用の信号が追加されているんです。こうした音付きスクランブルに長者町交差点の信号も改良していくべきだと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

スクランブル交差点の設置についても、公安委員会の判断となります。

音式信号機と同様、まずは、土木常設員や町会長から市へ土木要望書の提出をいただき、犬山警察署に対し要望を伝えていきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。了解です。

地元の長者町自治会や土木常設員、また7つの町内会があるわけですが、それぞれの町会長が長者町自治会の役員もやっていますので、よく相談して、要望を出して、2つの改善についての実現に取り組んでいきたいと思っていますし、私も地元の議員として、そこに力を注いでいきたいというふうに思っています。

次に移ります。2、入鹿池から池野信号までの歩道設置事業について、これに伴う市道の変更事業における市の役割と責任について質問いたします。

前回の2月議会に同じような質問をいたしましたけれども、地元でいろいろお話を伺うと、やはり県の事業は県の事業なんだけれども、当然これに付随して犬山市の市道も3本接続していくよと。しかし、県の事業だからという状況の中で、犬山市のほうの側の住民のこの思いを受け止める姿というか、姿勢というか、そして責任を持って仕事を進めるんだという、そういうことが相談を受けた住民からはいま一つ、もっと真剣に向き合ってほしいという、そういう要望が重ねて寄せられてきています。

ここで、個別具体的なことには私は触れるつもりはありません。県の事業が中心ですし、そういう場ではないと思っていますけれども、市の職員を含めて、皆さんがこの事業に取り組んでいく姿勢について、どうしても抽象的にはなりますけれども、これについて、やっぱり地元住民が頑張ってくれているなという姿が受け止められるような取組をやっていたきたいというふうに私も思っていますし、長年続いてきた池野地区の歩道設置事業です。最後の段階に来ている中で、いよいよこれが大事だなということを痛感していますので、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 質問にお答えします。

県道多治見犬山線の歩道整備事業に伴い、県道と接続する市道について取付工事を実施する予定となっています。

事業主体は愛知県ですが、常に事業内容や進捗状況を共有するとともに、地元町内会等との連絡・調整を行っています。

今後、事業の進捗に伴い、新たな要望等があれば、引き続き愛知県と共有して対応していきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

1点、再質問させていただきます。

先日、池野地内でお話を再び聞いた中で、今、新しい区長、町会長ですね、この下でアンケートが集約されていると。そして、これに基づいた要望書を提出していきたいというふうに伺いました。これはもう市役所に届いているのではないかというふうに思いますけれども、この新しい要望、アンケートの集約を含めて、この要望に対しても私は丁寧な対応を期待していますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

ご質問にあったアンケートが集約されたものは、令和7年6月6日に神尾区長より市に提出されましたので、速やかに愛知県一宮建設事務所と情報共有を行いました。

引き続き愛知県とともに、地元住民の皆様に丁寧な対応をしていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） この事業は、長者町の5丁目の南端から安楽寺を通して入鹿池まで、歩道が狭かったり、なかったりという中で、ずっと10数年にわたって県に要望しながら進めてきた事業の最終段階だというふうに思っています。決して私は焦って結果を出したいという思いはありません。いいものをつくって将来に残す、そして、多くの人に喜んでもらう、こういう事業であってしかるべきだというふうに思っていますので、よく地元の皆さんの声も聞きながら、そして最新の技術もちゃんと駆使していいものをつくってほしいということを申し上げて、次の課題に移ります。

3、尾張北部環境組合のごみ処理施設建設工事完了を見据え、犬山市としての課題検討について。

広域ごみ処理施設が長年の課題でした。これがようやく2市2町で建設に入り、令和10年から供用開始というところまで見えてきました。見えてきた中で、これに関わってのごみ問題の行政での課題が、私は大きく言って2つあるというふうに思っていて、その2つについて、今回、どういう方向性を出していくのか、どういう検討をしていくのかという立場で質問をしたいというふうに思います。

その①容器包装リサイクル法で義務づけられていない「その他プラスチック」の収集や処理をどうするかということで、昨日ビアンキ議員からも類似した質問があり、若干の答弁がありました。

2市2町で、この「その他プラスチック」の扱いが犬山市だけは違うわけですね。当然国の指針と言いますか、国の方向性もこれに関して出ている中で言うと、私は犬山市の現在の「その他プラスチック」の扱いを変更していくべきだなというふうに思っています。

しかし、これは長年市民が慣れた状況から変更するとなると、やはり丁寧な説明が必要ですし、周知期間も必要ですし、そして、それに対してのプラス効果も知っていただくことも重要だというふうに思っています。

どういうふうにこれを進めていくかということで、私としてはやはり犬山市政として、犬山市としてきちっと住民合意が得られる、なるほどという丁寧な取組が必要だというふうに思いますが、どのように考えているのでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

ビアンキ議員への答弁と一部重複しますが、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環

の促進等に関する法律」が施行されたこと、また、可燃ごみを減らすため、岡議員のおっしゃる「その他プラスチック」についても、再商品化に向けた調査、研究を以前より進めています。

分別収集等を始める時期については、新ごみ処理施設の稼働に伴って、現在のごみ出しルールから多少なり変更が生じる可能性があるため、新ごみ処理施設が稼働する令和10年4月を予定しております。

現在、分別・収集方法、処理方法についての検討をしているところですが、予算的なこと、市民の皆さんへの負担等を考慮しながら、先行自治体の事例を参考に、犬山市に合った方法を模索しているところです。

方法を決定する時期につきましては、準備にかかる予算措置、市民への周知期間を考えると、遅くとも令和8年度中に収集方法等を決定したいと考えております。

なお、市民への周知につきましては、新ごみ処理施設稼働に伴うルール変更と合わせて、令和9年度を予定しておりますが、遅過ぎず、また、早過ぎず、適切な時期、加えて、適切な方法を見極め、実施したいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 令和10年の供用開始を目指して、令和8年度中にはどうするか、令和9年度中にはどうするかというタイムスケジュールを示しながらの答弁、ありがとうございました。了解しました。

次に移ります。②ごみ袋の価格の再検討についてです。

承知してる方も、全くそんな話は知らないよという方もこの議場の中にはみえると思うんですけれども、10数年前に犬山市では大変な議論がありました。議会も二分し、伯仲し、9月議会に提案されたのが、条例案件ですけども、継続審査になり、12月も継続審査になり、翌3月議会で決まるというような状況だったということで、ご存じの方も議員の中では若干名、議員だった方も、若干名、みえるんじゃないかと思いますけれども、私は基本的に、ごみに関わる行政は、税金を頂いて市民へのサービスとして、市がそれぞれの自治体がやるというふうに思っています。

この犬山市のごみは、近隣に比べて約倍のごみ袋の値段です。昨日ちょっと扶桑のイオンをのぞいてきました。そしたら、各市町のごみ袋が売ってしまして、あまり目移りしてもいいかんもんですから、中のゴミ袋、犬山市ですと30リッターですが、扶桑町は160円、犬山市は200円と書いてあって、何だそう大差ないじゃないかと思って、手に取ってよく見たら、扶桑町は20枚入りで160円、犬山市は10枚入りで200円。だから、犬山は中の30リッターが1枚ですと20円、扶桑町は1枚ですと8円、約倍から倍以上なんですね。

当然、犬山市はこれはごみ行政の広域化の施設建設に向けての資金にしたいんだということで、当時説明があり、そういうことでその基金を積み立てました。この利ざやを含めて、プラスして資金を積み立ててきまして、昨年9月で認定された令和5年度の決算では、広域ごみ処理施設整備基金、今、13億2,000数百万円という基金が積み上がってしまして、この広域の2市2町の建設にこれが使われていくというふうになると思います。

そういう点で、一つのごみ袋で犬山市にどう言ったんですかね、市民に上乗せ負担をお願い

いしてきたわけですが、10数年たちまして、こういう状況になった中で、再度私は議論を市民とともに、市政の中心にいるのは、やはり市民ですので、市民とともに、これをどうしていくのかというのを議論すべきだというふうに思っています。

こういう点で、今回はそういう議論を開始すべき、検討を開始すべきだと。今やはり米だけじゃなくて、物価が非常に高い中で、こういうことに対して市民も敏感であります。そして私どもアンケート活動も、何年かに1回は必ずやってきました。こうしたアンケートでも、また直接、「何で犬山市だけごみ袋高いんだね」って言って問われたりしてきました。

当然、近隣の市町に比べて倍の値段のごみ袋ですので、そういう疑問を持つ市民が多いのは当然ですし、その都度、私も説明しなくちゃいけない立場のときは説明をしてきましたけれども、いま一度、やはりこれについて向き合って、市政の一つの課題として問題を提起して、こんなこと知らんぞという議員の皆さんとともに、また職員の方でもそんな10数年前のことは知らんぞという方もみえるかと思うんですけれども、議論して検討を開始していくべきだというふうに私は思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

犬山市における指定ごみ袋制度は、ごみの処理費用負担の公平性、環境意識やコスト意識など、市民の意識改革とリサイクルの促進、そして将来必要になってくるごみ処理施設の積立てを目的に、先ほど議員もご案内いただいたように、平成21年度に導入いたしました。

現在の犬山市指定ごみ袋の販売金額には、原材料費等のほかに、家庭系可燃ごみの処理等に係る手数料を上乗せしております。

この手数料部分と、事業系ごみや市民が直接搬入する際に都市美化センターで徴収する手数料、さらに、一般財源を合わせて、広域ごみ処理施設整備基金として積み立てております。

新ごみ処理施設の建設には多額の事業費が必要となることから、費用の一部を基金として積立て、賄うこととしていますが、施設完成後も、施設建設に係る起債の償還分という形で、尾張北部環境組合へ負担金を支払うことになります。

加えて、新ごみ処理施設建設完了に合わせて、都市美化センターの解体も実施していくことになります。基金は解体費用にも充てられることになっておりますが、積立て基金だけでは全てを賄うことはできませんので、足りない部分の財源確保も課題となります。

こうした財源の課題に加えて、指定ごみ袋の価格については、国から、一般廃棄物処理の有料化は「廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のために有効なツールであり、国民の行動変容を促すことが可能」と示されていることも踏まえ、慎重に検討を進めた上で判断したいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

私、10数年前と言いました、今部長のほうから、平成21年度に導入しましたということで、これは西暦ですと2009年に当たりまして、今からと言うか、その制定から今年が16

年目になるということになります。

先ほど私の前に前議長の柴田議員から、一般質問の中で財政的に非常に厳しいと、教育の分野にしても子育ての分野にしても、選択せざるを得ないという答弁をいただきながら、それもやむを得ないという形で一般質問が展開されまして、なるほどというふうに思いましたが、教育の分野では義務教育はこれを無償とするという言葉が生きていまして、上乗せ分の負担を父母に求めたりということはありませんし、そういう点ではどこの地方自治体もそういう状況ですし、また、ごみ行政と言ったらいいか、環境に関わるこうした行政についても、基本的に税金でそれを進めると、お金はなかなかどれもこれもお金がかかるということは私もよく分かりますし、そのとおりですけれども、だからと言って安易にそれで住民の負担を上乗せするというのは、慎重な上にも慎重を期すべきだというふうに思っています、そうした点では、部長の答弁の最後に、慎重に検討を進めた上で判断したいと考えていますというふうにもしました。まさにそのとおりだと思います。

慎重に検討する上で欠かせないのが、あくまで主権者である市民の意向だと思います。この市民の意向をどう的確に調査していくのかだというふうに思っていますので、この点については、一つ大きな課題として組み込んでいただきたいというふうに思います。

加えて、再質問を1点お願いしたいんですが、いわゆるごみ行政は、基本的に税金でこれを進めていくというのが、私は地方自治体の基本だというふうに思っています、今回、広域のごみ施設を造っていく上で、やはり、余分に住民の方に負担をお願いしたいという形で、10数年これで進めてきて、先ほど申し上げた13億円、これだけではないですよもちろん、他のお金も入れて13億円何がしの基金をつくり上げてきた。そして広域のごみ処理施設も完成を見据える段階まで来ているというふうに思っていますので、そういう中で、多くの自治体と同じように確かに厳しい財政事情はありますけれども、その中できちんとごみに関わる行政を進めるというのが、やはり私は基本だと思っています。

それで再質問は、犬山市のように余分なと言いますか、プラス上乗せしてごみ袋を例えば今みたいに倍で販売するというのは、こういうことを含めてプラスの負担を住民にお願いしている地方自治体というのはどれくらいあるのか、具体的な自治体名等も分かれば、数も含めて教えていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

環境省が令和4年3月に作成した一般廃棄物処理有料化の手引きによりますと、平成30年度のデータではありますが、全国では手数料を上乗せして、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村の数は1,073あり、これは全国で言いますと、約63.5%となります。

また、犬山市と同じように指定のごみ袋を販売する方法としている市町村の数は、531ありまして、国全体のうち約31.4%となっております。

なお、愛知県内において、令和5年度のデータでは、手数料を上乗せして指定のごみ袋を販売する方法としている市町村、これは犬山市と同じやり方ということですが、その市

町村の数は28ありまして、県全体のうち約51.9%となっており、具体的には、知多市や常滑市、瀬戸市などといった自治体がございます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

ただ、今回広域で進めていく江南市、扶桑町、大口町については、こういう上乗せの負担を求めている。犬山市がやっても、犬山市のこういう方法になびかなかったと言ったらいいか、影響を受けなかったって言ったらいいか、こういう形で広域の行政がスタートしているわけです。当然のことながら、どうしていくのかというのは、私は2市2町の一体性も必要だというふうに思っています。

いずれにしても、私は、市の担当部局や市長、そして議会の一部の声だけで決めるのではなくて、市民を議論の中心に据えて、合意形成を図って決めていくべき課題だというふうに思っています。ぜひ、そうしたことで丁寧な検討、慎重な検討を進めていくよう強調いたします。

次の質問に移ります。

入鹿池への自衛隊機墜落に関連して、①自衛隊の入鹿池に関する運用指針についてお願いいたします。

資料配布をお願いしようと思ったんですが、ストップがかかりましたので、少し読み上げさせていただきます。

5月21日付の中日新聞、「犬山空自機墜落1週間、市街地広さ、普天間以上」という中で、「元空将、何かあれば入鹿池に」という大きな見出しで記事が載りました。ちょっと読み上げます。

「元空将でT-4の搭乗経験もある、麗澤大の織田邦男特別教授は、小牧から北側の岐阜までずっと人口密集地で、普天間基地以上、パイロットは気を遣うと指摘する。パイロットは操縦不能になった場合、密集地を避けて対応することを意識するという。僕らの世代では、何かあったら入鹿池に（戦闘機を）捨てると言っていたと話す。周辺の自治体も今回の事故を重く受け止める。市民の不安を増大させる憂慮すべき事態だ。実際の首長たちは事故を受け、本紙の取材に口をそろえた。」

この記事を読みまして、大変遺憾な記事だというふうに思いました。入鹿池にもボートのお客さんもいますし、周辺にも住民がいます。そこを最後の着陸と言ったらいいか墜落の場所にすることを、内部で検討していたのかどうかは分かりませんが、事実確認が不十分なまま記事に載せたのも、私は遺憾だと思っています。

これに関連して、5月27日、市長メッセージが出されました。よく読ませてもらいました。ただ私は、このSNSも含めて、こういう情報が拡散していることについても、非常に残念な思いでいます。やはりこれに関しては適切な対応を私は市長側も、それから議会側も私は必要なのではないかというふうに思っています。

市長のこのメッセージは、これはそのとおり私も読みましたし、受け止めましたけれども、やはり議会の場で、市長としても一定の表明をしてほしいというふうに思っています。

そしてこの中に、この時点ではまだお二人の方が見つかっていない状況でしたので、それ

を踏まえて、適切な時期に申入れを行っていきますというふうに述べてあります。このことを踏まえて、現時点で市長はこの入鹿池、何かあれば入鹿池にというようなことはなかったんだということも、このメッセージでは言っておりますので、そのことも踏まえて、そして適切な時期に申入れを行っていきますと述べていますので、これに関しては現在どのようにお考えかも含めて、市長に答弁をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事故直後から、救出捜索活動にご理解、ご協力をいただいております市議会、市民皆さんに、心から感謝申し上げます。

市内外の皆さんから、「犬山、大変ですね。」とお声をかけていただきます。私たち犬山市は、事故の現場が犬山市であっただけであります。本当に大変なのは、二人の隊員さんであり、ご家族の皆さんだと思っています。お二人が見つかったこと、ご家族のもとに戻れたことは、本当によかったと思っていますし、改めて、お二人にお悔やみ申し上げながら、ご家族皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

そして、緊急事態に陥ったあの状況で、お二人の行動は、国民の安全と被害を最小限にするための判断だったのではないかとさえも思われます。その判断には、感謝と敬意しかありません。

そして、先ほど岡議員がお示しをされた中日新聞の「何かあれば入鹿池に」との見出しで、私たち犬山市民の不安をあおるコメントが掲載をされました。これは飛行中にトラブルが発生した場合は、不時着する場所をあらかじめ入鹿池に定めているかの内容でありました。もし、これが防衛省の周知の事実であるならば、その事実は私たち犬山市にも共有がされていなければならないはずです。その上で、国とともに万が一に備えた安全対策の協議を重ねて、私たち犬山市としての対策を取っていかなければならないものですが、しかし、犬山市はその事実を承知していませんでした。

だから、防衛省に、この記事を見たと同時に、確認をいたしました。防衛省の回答としては「そんな事実はない。飛行中、もしトラブルが発生した場合には、緊急対応手順が定められていて、まずは飛行場に戻るとされている。」とのことでした。ですから、今回の場合は、小牧基地に戻ることになります。でも戻れなかった。そのときは不時着をすることになります。

不時着をするに当たっても、入鹿池を含めて事前に場所を定めるルールや指導もされていませんでした。不時着のときは、「パイロットができる限り、被害が及ばない場所を考えて、パイロットの判断で行う」ということでありました。つまり、今回の事故は、二人が判断をして、臨機応変に対応された結果であります。それが真実でありますので、改めて強く皆様にもお伝えを申し上げたいと思っています。

だから、このような記事は、岡議員の思い、考えと同じで、誠に遺憾でありました。こうした誤解を招く報道は、さらなる不安をあおるものであり、市長として市民皆さんの安心・

安全を脅かす報道は到底看過できるものではありません。

今後、報道機関に対して、取材における事実確認の徹底と、適切な表現による記事を掲載することを求めてまいります。

議会の動向もあります。木曜日の夕方に中日新聞の本社にお邪魔をする予定であります。今週の木曜日であります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長ね、市長のメッセージの中に、防衛省などへの正式な申入れは行っておりませんと、犬山市としては今後の状況を踏まえて、適切な時期に申入れを行っていきますということに関して、今の時点ではまだ作業が一部、入鹿池の周りを封鎖して続けられていますけれども、今の時点でこれについてはどうお考えか、ご答弁いただきたいと思っています。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをいたします。

中日新聞の話でありましたから、中日新聞に対してのことかと思い、中日新聞に対しては木曜日、本社に伺ってまいります。

我々が判断をしたのは、やはりお二人が搜索されている間は、お二人に敬意を表すべきだということで、申入れはそれぞれ控えていました。判断したのは、お二人が家族のもとに戻られて、それぞれ葬儀を済まされたということを確認することができましたので、それぞれ申入れをしていく、要望をしていくという判断をしました。

防衛省に対しては、次の日の金曜日に申入れを行う予定であります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） よく分かりました。答弁ありがとうございました。

②5月15日付日本共産党犬山市議団の原市長に対する「入鹿池での自衛隊機墜落事故に関する緊急申入れ書」についてです。

添付資料を付けさせていただきました。

この事故の日の5月14日に、私、テレビの画面を見ていまして、入鹿池がこんなに汚されちゃっているというので実は衝撃を受けた画像の中で、これはどうしても緊急の申入れをつくらなくんnaと思って、そして、夜の仕事は慣れていないんですけども、それでもペンを走らせながら、翌朝、緊急に議員団の会議を開いて、3人で文章を手直ししながら作りまして、市長は現場のほうに行ってみえたので、副市長に申入れをさせていただきました。

ただ、緊急に作った文章の中で、まず1行目に間違いがありまして、「犬山市では昨日初めての自衛隊機による事故」というふうに書いてあるんですが、初めてじゃなかったということが後から分かりまして、これは間違いです。すみません。

それで申し入れた中身が5項目ありますけれども、既に解決していることや、今後既に大

きな課題だよねっていうことで、例えば5番目なんかもありますが、これに関して議会では、3の1、2と4について、読み上げたほうがよろしいと思いますので、読み上げます。

3. 田植が始まろうとするこの時期に、農業用水をはじめとして入鹿池の環境に及ぼす影響は甚大です。①市として考えられる環境悪化防止、環境回復のための手を直ちに行動に移すこと。②環境審議会を直ちに開催をお願いし、専門家の意見をよく聞いて環境回復・保全に努めること。

4. 入鹿用水土地改良区や店舗などの被害に対し、寄り添い、協力、援助し、国に対して補償を求めること。

この2点に関して、市としてどのように対応していくか、ご答弁がいただきたいと思います。

特にこの4の「入鹿用水土地改良区や店舗など」と書いてありますが、もちろん明治村さんもそうですが、直接の営業の落込み等や、この水の環境悪化だけでなく、かなり影響が広範囲に及んでいるということも、私、地元に見えたと、こうこうこうだったよっていう形でお話を受けます。こうしたことについては、具体例は議場では申し上げませんが、既に担当課のほうには伝えてありますが、こうしたことも含めてご答弁がいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

今回の事故に伴う入鹿池の環境保全に関しては、防衛省が入鹿用水土地改良区に相談の上、水質調査を実施し、水質に係る打合せを開き、対応を進められています。

打合せでは、参加した農業関係分野、環境保全分野を専門とする国や県の関係機関への水質調査の報告や、意見聴取が行われました。

その上で、今回の事故発生後の水質調査の結果については、現時点で入鹿池の水質は、農業用水として問題はなく安全であると判断されております。

このため現状では、防衛省が専門知識を有した各分野の関係機関と連携し、入鹿用水土地改良区も了解した上で対応が進められていることから、市がこの件のみを議題として、申入れ書にありました環境審議会を開催する予定はありません。

ただし、毎年定例の環境審議会については、7月に開催予定であり、その際、報告させていただく予定です。

今後、市としましては、防衛省が継続して水質検査等の必要な取組を行う中で、入鹿用水土地改良区や農家の方、周辺事業者及び住民に寄り添い、不安を解消すべく、入鹿池の環境保全に係る取組を進められるよう、動向を注視してまいります。

そして、必要に応じて防衛省に対し適宜、意見・要請を行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

私のほうからは、申入れ書の項目４の対応についてお答えします。

事故に伴う損害を受けた方への補償については、市の要望により５月２７日に開催された、防衛省主催の説明会で、基本的な考え方について防衛省から説明がありました。

その中で、休業補償等については、事故との因果関係を確認しながら、誠心誠意対応していくとの説明があったことを確認しています。

市としましては、先ほど市長答弁にありましたように、防衛省に申入れを行うとともに、補償に限らず、今回の事故関係者に寄り添い、協力しながら、一日も早い日常の回復を支援してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎１１番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。終わります。

◎議長（大沢秀教君） １１番 岡 覚議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後１時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後１時まで休憩いたします。

午前１１時４６分 休憩

再 開

午後１時００分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

１３番 鈴木伸太郎議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君） １３番、清風会、鈴木伸太郎でございます。議長にお許しいただきましたので、一般質問させていただきます。

１件目、施政方針から多文化共生の今後を考えるということで、要旨１、市長のお考えを改めて伺うということでございます。

２月の市長の施政方針を伺いまして、あのときも私、一般質問したんですけれども、すごい結構、おお、これはと思って感動しました。ちょっと市長の施政方針を読み上げますと、「生活が困窮している家庭の子どもや外国にルーツのある子どもなど、日常生活に困難を抱えた子どもたちを対象として、家庭や学校以外の第三の居場所を楽田児童センターの２階に設けます。この場所では、学習支援や生活習慣づくりといった支援を行うことにより、子どもの居場所をつくり、貧困の連鎖を断ち切ることで、困難を抱えた子どもたちの支援を進めます。」ということで、いろいろ貧困とか、なかなか家庭に困難を抱える子どもさんたちのサポートをしたりとかいう新しい事業がつくられていく中で、そこにその外国ルーツの子ど

もたちも取り組んでいくという、これあんまり全国的にも例のない取組だなと思って、すごいなと思いました。

そのときに一般質問したんですが、そのときはどちらかと言うと、入り口がちょっと裏口っぽいとか、台所が狭いんじゃないとか、そういうちょっとどちらかと言うと外のほうの質問、外というか、ドストライクじゃない、ちょっと外れたところの質問して、肝腎なところは、事業が動き出してから、また改めて質問しますということで、2月は終わりましたが、それで、年度が新しい年度になって、じゃあどうなったかと言うと、まだあまり動きが見えてこないということで、ちょっと心配です。

そこで、市長のほうに、この事業についてどのようなお考えかを、改めてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

この子どもの生活・学習支援事業は、先ほど議員がご説明いただいたとおり、貧困の連鎖を断ち切って、困難を抱えた子どもたちを支援することを目的としています。この事業で、私に込めた思いは、犬山の子どもたちみんなが真ん中にいる、優しく元気な犬山につなげていきたいという思いを込めて、この事業をスタートさせていただきました。

その中で動きがということでありましたし、もともと外国にルーツのある子ということの表現をされていたので、ちょっとそこにスポットを当てながら、その点の考えを整理してお示しをしていきたいというふうに思っています。

ご承知のとおり、犬山では、昨年度まで楽田児童センターの2階で、日本財団の補助を受けて、NPOにより、外国にルーツのある子どもさんたちを対象に、子どもたちの居場所事業が進められてきました。

お父さんやお母さんが日本で働くために、遠い国から犬山の学校にやってきた子どもたちにとって、外国の学校とは違うことや、不思議なことがいっぱいあります。初めて犬山に来たのに、周りの人の言葉も分からない、字も読めない、それが独りぼっちになった気分になってしまう、そんな思いを少しでも小さくするために、NPOの皆さんが、居場所づくりに取り組んでくださってきました。これは我々にとってすごく意義深いことであり、県内でも自慢であり、誇りである事業だと思っています。

そのような中、令和6年度で、日本財団の補助が満了で終わってしまう。だからNPOによる事業が継続ができないということもありました。でも、これまでどおり、家庭や学校以外の第三の居場所は、今後必要であるとの思いで、今年度から子どもの生活・学習支援事業を実施することといたしました。

国の補助事業であるために、事業内容の整理は必要となります。でも、外国にルーツのある子どもたちにも将来、犬山で能力を発揮してもらわなければなりません。犬山で共生をしていってもらわなければならないと思っています。

だから、子どもたちには犬山が好きで、ずっと犬山に住みたくて、犬山の力になりたいと

思ってもらえるように、これまでどおり居場所を提供してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 最後に、これまでどおり居場所を提供していくということでお答えいただきました。本当にそうならば、今までどおり、これまでどおりであることを望むわけでございます。

今、市長、子どもたち、これからもずっと犬山に住んでもらえるといいなということなんですが、ちょっと外れますけど、ちょうど昨日の朝、通学路に立っていると、外国のお母さんが来て、「鈴木さん、私の子ども、1年生。20年前も私、ここを毎日通って鈴木さんと挨拶してたよ」って、僕は全然気づかなかったんですが、外国ルーツのお母さんが、そんなこと、私のことを覚えていてくれたんだと思って、ちょっと感動しました。20年、スクールガードをやっていると、そういうこともあるんだなということと、やっぱりいろいろ苦勞を乗り越えて、20年たっても犬山に住んでいてくれる、そういう方々がいらっしゃるということは、本当にうれしいなと思っております。皆様が努力して、暮らしやすい地域をつくってくださったおかげだと思っております。

そういう市長の思いは受け止めたいと思っております。その市長の方針、この子どもの生活・学習支援に対して、市長の施政方針について当局はどのようにお考えなのか。そして、どう今、動いていらっしゃるのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子どもの生活・学習支援事業の目的については、先ほど市長がお答えをしたとおりです。

内容としましては、令和7年2月の全員協議会資料にも記載をしましたが、基本的な生活習慣の習得支援や生活支援、学習習慣の定着のための学習支援、軽食の提供、必要に応じて子どもの送迎を行うもので、全額を国と県の補助対象事業として計画し、予算をお願いしたものです。

この補助事業である、国のひとり親家庭等生活向上事業実施要綱では、対象となるのは、ひとり親世帯や低所得世帯などの子どもたちです。

では、実施要綱のとおり事業を実施した場合にはどうなるのか。今まで、NPOが行っていた事業を居場所としていた子どもたちの中で、一定以上の所得がある世帯の子どもは、国の事業の対象ではありません。

しかし、子どもたちの居場所がなくなるということは避けなければならないと考えております。

そこで、今までNPOの事業を利用していた、一定以上の所得がある世帯の子どもたちについても、まずは令和7年度、令和8年度の2年間は、市の事業の対象とし、居場所を確保していきます。

この2年間に、令和6年度まで居場所を提供していたNPOには、一定以上の所得がある子どもたちの受皿について検討していただこうと考えております。

また、新たにこの居場所を活用したいというような子どもたちにつきましては、その子どもたちの置かれている実情、困難を抱えていたり、地域の支援が必要だったりする子などについては、受入れを前提に判断をしていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） この質問をするときの件名なんですが、多文化共生の今後を考えるとということで、どちらかと言うと、多文化大丈夫なのという観点で質問しております。

というのは、2つの事業が一緒になって、所管課も昨年度までの多様性社会推進課から子育て支援課に所管が変わって、部も市民部から健康福祉部のほうに変わって、大丈夫かな、多文化共生がちょっと切り捨てにならないのかなと、すごい気になって質問していましたが、今部長の答弁で、先ほどの市長も答弁もそうですけれども、これまでどおりだと、それから、いろんな困難を抱えている子ども、地域の支援が必要な子については、受入れを前提に判断していきたいということで、ちょっと安心しましたが、まだちょっとやっぱり心配なところがあります。

再質問します。

今、市長と子ども・子育て監の答弁の中から感じたことで、要綱どおりに実施した場合の不都合について言及してくださっておりますが、やっぱり要綱どおりとかでは駄目で、国のほうからの方針も、その自治体の実情に合わせてというふうに記載されておりますので、そこら辺、犬山市独自のカスタマイズも必要だと思いますが、それはできているのかどうか。

4つ再質問します。1つ目が今のです。

2つ目が、今までのNPOの事業と市の事業が全く一緒ではない。それは仕方がないかなと思うんですが、要はそこでカスタマイズしたとして、市民にとってプラスになれば全然いいと思うんですが、市民にとってマイナスだなんて感じちゃうと、ちょっと残念だなと思うんで、そこら辺大丈夫かどうかということです。

それから、外国の子どもたちの受入れ、その経済的なラインで一定以上の収入があるご家庭の子どもさんは、令和7年度、令和8年度は大丈夫というようにお伺いしました。もう一度確認も含めて、本当に大丈夫なのか。

それから、例えば、外国から来たばかりで日本語が全然しゃべれないとか、もちろん日本で生まれても、なかなか家庭環境とかで日本語に不自由して、困難を抱えている子とかもいます。そういう子は大丈夫なのかということ。

それから、もう一つ、4つ目としては、これ事業をどのように該当する人たちに周知していくか。いろいろ学校とか子ども未来園とかあると思いますが、どのように周知していくか。

以上、すみません、再質問、4件質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

まず、1点目です。議員のおっしゃるとおり、国の実施要綱（ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱）、こちらにつきましては、子どもの生活・学習支援事業は5つの支援を地域の

実情に応じ、組み合わせて実施すると示されており、その5つの支援とは、まず1つ目が、生活指導・学習支援、2つ目が、長期休暇中の学習支援の追加開催、3つ目が、個別学習支援員の配置、4つ目が、大学等受験料の支援、5つ目が、模擬試験受験料支援とされています。

本市におきましては、実情を踏まえ、①の生活指導・学習指導及び③の個別学習支援員の配置について実施をしています。

先ほどお答えしました「実施要綱どおりに実施した場合」というのは、国の補助事業の対象者についてです。

国の実施要綱では、「ひとり親家庭や養育者家庭、低所得者子育て世帯等の子ども」を対象としていますが、「対象とする家庭の範囲については、地域の実情に応じ、各自治体において定めるものとする。」とされています。そのため、国の実施要綱上は、対象とならない可能性がある子どもたちにつきましても、それぞれの実情に応じて、市として対応していきたいと考えています。

続いて、2点目です。NPOの事業と市の事業が一緒ではないのかというお話ですが、市の事業を国庫補助事業の実施要項どおりにすると、以前のNPOの事業と全く同じにはなりません、その一緒ではない部分、こちらにつきましては、市の単独事業としてカバーをしていく方針ですので、サービスの低下や後退をしているというふうには考えておりません。

3点目です。新たに来日した子どもの受入れ、こちらにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、子どもの実情、困難を抱えていたり、地域の支援が必要な子、こちらの子などについては、受入れを前提に判断をしていきたいと考えております。

最後に、事業の通知についてですが、施設のキャパシティ、受託者のキャパシティの課題がありますが、まずは、市のホームページで事業の周知を図ります。そのほかの周知につきましては、これらの課題を整理した上で、議員が言われるように、学校や保育園、幼稚園、児童クラブなどで行っていければと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 大分私のちょっともやもやという心配事は、大分クリアになったような気はします。ただ、2月議会の一般質問でも言いましたが、実際に動き出して現場見てみないと分からないところがあるんで、これはちょっと引き続きよく注視していきたいと思いますんで、いろいろ頼りにしております。

最初の質問のときに、子ども・子育て監のほうから、2年間の間に、いろいろ所得が一定以上ある外国の子どもたちの受皿について、NPOに検討してもらうようにと考えていますということがあったんですが、これはぜひそのNPOに考えてもらうんじゃなくて、一緒になって考えていくという、やったださると信じておりますんで、多分そういうことをおっしゃりたかったんだろうなというふうに私は捉えておきます。うなずいてくださっているんで大丈夫だと思えます。

いろいろ今議会は、ほかの議員さんも、いろいろ市内にお住まいの外国の方々の課題について取り上げられていらっしゃる。それだけ外国の人がやっぱり一定数増えてきたのかなというふうに感じております。

そこで、要旨3ですが、実際、犬山の最近の人口動態で、日本人の方と外国人の方、主に社会増減、実際の数字はどうか、ちょっとお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

直近3年間の当市の人口の推移を説明します。

令和4年度末の人口の総数は7万2,331人、そのうち日本人は6万9,730人、外国人は2,601人です。総人口のうち外国人の割合は3.6%です。

令和5年度末の人口の総数は7万1,521人、日本人は6万8,929人、外国人は2,592人で、外国人の割合は3.62%です。

令和6年度末の人口の総数は7万1,067人、日本人は6万8,247人、外国人は2,820人で、外国人の割合は3.97%です。

次に、令和6年度の当市の転入・転出者数について説明します。

日本人の転入者は2,010人、転出者は2,156人、外国人の転入者は815人、転出者は566人です。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 6年度末でほぼほぼ4%なのかということが分かりました。令和6年度の転入出を見ると、日本人は大体マイナス140人、一方、外国人は転入出の差がプラス250人ということで、外国人が増えていると、でも日本人は減っているということが分かって、やはり今議会でいろいろ外国人の方のことをテーマに取り上げられる議員さんが増えてきているというのも、なるほどなという気はいたします。

本題に戻っていいかなと思うんですけども、今度、ちょっと副市長にお伺いしようと思うんですが、多文化共生って、多分その専門の部署があるわけではありません。実際、私がいろいろ外国の方々と接していると、もちろん子どもさんの日本語の問題とか、それから生活習慣、ごみ、それから防災、それから、例えば夜中の騒音とか、あと外国人、その高齢化の問題とか介護の問題も今もう始まっております。

そうすると、1つの所管課というよりも、やっぱり横串を入れて、オール市役所でやっていかなきゃいけない仕事なんだろうなと思います。

一番、何て言うかな、子どもたちに、今どういうふうに住むのか、日本で暮らしやすくなるにはどうしたらいいのかっていうところをまた、どうするかということ、この件名のところで伺っているんですが、副市長にお伺いしたいのは、そういうオール市役所で横串入れてやっていく上で、事務のトップを管轄されている副市長は、どのようにビジョンをお持ちですかということをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど舟橋部長が答弁しましたとおり、令和6年度末の外国籍市民は2,820人ということで、これは過去の統計データで確認できる人数としては、過去最大の人数であり、これは今後もさらに、間違いなく増加してくることが予想がされておるところでございます。

このような中、外国籍市民の方々が、まずは安心して生活できるよう、この多文化共生の必要性というのは、今後ますます重要になってくるといふふうに私も認識をしております。

市では、多文化共生の取組を加速していくため、令和6年度に多様性社会推進課を新設いたしまして、多文化共生ビジョンに掲げた生活支援、コミュニケーション支援、豊かで活力のある多文化共生の地域づくりなどの大きく3つの基本方針を基に、様々な取組を実施しているところでございます。

加えまして、多文化共生の理解を深めるため、昨年度、令和6年度には、新規採用職員を対象とした研修会を開催をいたしております。

今後、今年度でございますけど、既に、今度は年齢様々でございますけど、職員を対象とした研修会の開催に向けた取組を、もう既に進めております。

今、横串という表現をされましたけど、議員ご質問のように、多文化共生は妊娠・出産、子育て、教育、就労、高齢者支援まで、それぞれの方のライフステージに応じた様々な分野で取り組んでいく必要があるという認識をしておりますので、今後、多様性社会推進課がまずは中心とはなりますが、庁内の関係部署が、情報や各種施策を共有できる、横串ではなくて「プラットフォーム」のような、横断的な組織体制の構築を進めるとともに、多文化共生に向けた取組につきましても、さらに推進していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） しっかり対応してくださるというのを力強く受け止めました。決して多様性社会推進課とか、子育て支援課とかに任せっきりにするんじゃなくて、それぞれの課の皆さんが自分事だと思って、外国人でも日本人でも同じように対応してくださるよう願っております。

私の子どもが小学校に入ったときに、20年ほど前ですけれども、楽田小学校ですけれども、結構外国の子どもたちがたくさんいて、わちゃわちゃだったのを記憶しております。もう辞められた先輩議員の吉田鋭夫さんが、当時、楽田小学校の教員で、「おお、伸太郎、仕事大変なんだ」と、ああいう口調でおっしゃられて、なるほど本当これ大変だなと思って見ていたのが、私の多文化共生との恐らく割と最初の頃の接点でした。それから本当に職員の皆様も、それからNPOも、地域も頑張って、大分今いいところにいるんだろうと、私はほかの自治体とも比較して感じております。

職員の方はご存じだと思いますが、議員の皆さんは多分あまりご存じないと思いますが、私よく滋賀県大津市の総務省がやっているJ I A Mという研修所へ行くんですが、全国から職員とかが議員とかが集まって研修して行くんですが、そこに犬山の職員の方が講師として、多文化共生の講師として行ってらっしゃるのも、これはやっぱり犬山ってもう全国区というか、先進的な自治体だから、そうやって研修所からお声がかかって、全国の自治体の同志に

犬山の事例を紹介していく。本当に皆さん頑張ってくださっているなと思って感謝しております。

ただ、これから先、新しく動いていく、新しい動きになったときに、いい方向にシフトチェンジしていただけるように願っておりますし、私もそれはしっかり注視して、ちょっとおかしいかもねって思ったら、すかさず担当の皆さんにお声かけしますんで、よろしくお願いします。

2点目です。南部地区の地域要望を考えるとということで、いろいろ日頃から要望をいただいておりますが、①勤労青少年ホーム改修計画の進捗はどうなっているのかということで、令和5年の2月定例議会、それから令和6年の6月定例議会でも取り上げましたが、楽田の工業団地の中にある勤労青少年ホームです。3階建てで、割と老朽化している施設でもあるんですが、1階入って、もうすぐの部屋が調理室なんですけど、これがずうっと壊れていて使われていないということで、それも含めて何とかしてくれんかという要望したところ、答弁としては、令和6年6月の答弁では、施設の在り方について、現在の用途変更も視野に入れつつ、利便性の高い施設となるよう検討を進めているところということで、利用を中止している料理室について、中を端折って、今年度、多目的室など新たな用途での改修に向け、準備を進めている。これもいろいろ考えてくださっているんだなというふうに捉えました。

ただ、実は今年度予算で何か改修費が出てくるかなと思ったんですが、残念ながら乗ってこなかった。何も動きがないので、これどうなっているのということをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

昨年6月に答弁しましたとおり、勤労青少年ホームにつきましては、利用を中止している料理室や正面玄関屋根の改修費用を算出するとともに、施設の老朽化に伴い、今後数年間のうちに改修が必要となる箇所の洗い出しを行いました。

勤労青少年ホームには、山の田公園や弓道場など隣接する市の施設がありますので、7月と11月に施設を管理する3課と打合せを行い、それぞれの施設の現況や今後の改修予定などについて、また、10月に財政部局と施設改修について、協議を進めました。

12月には、瀬戸市を訪問し、令和5年度に瀬戸市勤労青少年ホームを用途変更した経緯について、視察してまいりました。

その上で、青少年向けという施設の用途をどうしていくべきか、周辺施設との協議を進めるべきではないかなど、施設の在り方については、単独で改修していくだけでなく、市全体の施策のバランスの中で、引き続き検討を要すと判断しました。

また、今後の在り方について、選択肢を増やして検討するため、令和7年2月に勤労青少年ホーム利用者にアンケートを行ったところ、回答のあった利用者796名のうち、市内が537名、市外が259名で、3割を超える利用者が市外在住者という結果でした。

この結果も踏まえて、市民の皆さんに利用していただきやすい施設の在り方について、引き続き検討を進め、方向性について判断してまいりたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） すぐには難しいなというふうに聞きました。

再質問ですが、今検討という言葉が何回か出てきて、議会答弁用語で検討というのはどういう意味合いなのかというところで、なかなか先は長いかな。でも、研究よりはちょっといいのかなというふうに、これは隣の市の図書館へ行くと、そういう用語集と解説書があって、ちょっと今日借りてくる時間がなかったんで、そんなことはどうでもいいんですけども、検討という言葉が出てきて、ちょっと調べますと、令和6年のときには改修に向けた検討をするということだったんですが、今のは施設の在り方について引き続き検討するということで、改修よりもちょっと施設の在り方について検討って、ちょっと要は後退したようにも聞き取れるんですが、そこら辺ちょっと戻っちゃったのってこと。あと検討、いつまで検討するのかと。多分ずっとこのまま検討ではつまらないので、いつまで検討して次に進むのか、それを再質問をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えしました、勤労青少年ホームの料理室改修の検討を引き続き進めると判断しましたのは、料理室をどうするのかということだけではなく、施設全体の在り方や市民ニーズ、近隣公共施設の状況、地域バランスなど、様々な要素を総合的に踏まえた上で、どうしていくべきか検討範囲を拡大し、方向性の選択肢を増やしていく必要があると考えているからです。

そのため、昨年度はまず利用者アンケートを実施したところであり、時間軸を意識して、できる限り早期に方向性を判断できるよう努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 老朽化していることは私も存じ上げておりまして、そうですね、最初これを聞いたときには、エレベーター、あのときペットの避難所を、あの建物の3階につくるというので、いや3階までペットを上げるのは、ちょっと大変でしょうみたいなところも含めて、エレベーター設置を提案したら、古いからできないと、そりゃそうだよねみたいなふうに私も納得しとったんですけども、今の答弁では、近隣も含めて、広く総合的に判断されるということで、多分それはファシリティマネジメントとか施設の統廃合なんかも含めてのことなのかなというふうに聞き取りました。

これちょっと南部の人間のひがみなんですけれども、北のほうには新しい子どもの施設が造られてええな、真ん中のほうは保育園が新しいのができてええな、保育園と言えば北のほうも新しいのができてええな。最近楽田のほうは何かあんまり新しいのがないけど、施設の統廃合みたいなことになってくると、ちょっと何かサービスが低下するかもしれないふう読み取れなくもないんですが、今の部長の答弁からして。そこら辺は信じておいていいんでしょうか。私も南部の人間としてやっぱり最低限の施設は確保したいというところなんで、今回のこの勤労青少年ホームの改修になるのかどうか分からないんですが、整備に

ついて、今の答弁とその先、期待してよろしいのでしょうか、お答えをいただければ。再々質問です。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおりになりますけども、まずは時間軸を意識して、できる限り早期に方向性を判断するんですけども、そういった判断の材料の中には、これも繰り返しになりますけども、施設の全体の在り方だとか市民ニーズだとか、そういったことをいろいろ総合的に含めた上でですけども、その勤労青少年ホームの在り方だとか、それがそのままその青少年向けの用途でいれるのかどうかということも含めて、全体のバランスの中で判断をしてまいりたいと思います。

地域のバランスということも、当然その中には入ると思いますので、期待にお応えができるのかどうかと言われれば、精いっぱい頑張りますという心意気は申し上げたいと思いますけども、そこはまたしっかりと検討させていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） どん、任せてくれというぐらいの答えが返ってくるといいなと思ったんですが、期待をしておりますので、頑張ってください。

件名2です。山の田公園駐車場を増設し、利便性、視認性を確保すべきという提案でございますが、今、勤労青少年ホームの東のほう、約300メートルぐらいのところに、面積が大体500平米ぐらいの山の田公園という、芝生がきれいな公園がありますが、工場団地の中にあるということもあってか、あんまり利用者が多いとは言えないなと思って、いつも通るときに見ております。住宅地からもちょっと離れているんで、不便かなというところです。

この公園は、皆さんご存じだと思いますが、市道の犬山公園小牧線と市道高岡線とに接しております、やっぱりあそこにアクセスするには車が便利だよなと思っております。

ところが、その駐車場というのがあるんですが、野球場とテニスコートの間にある駐車場で、そこから150メートルぐらい歩くと、その山の田公園があるということで、我々だと150メートルなら歩けばいいかと思うんですが、ベビーカー連れたファミリーだと、ちょっと段差もあるんで、なかなかご不便かけるのかなというところで、その公園の隣接するところに駐車場を増設して、利便性を向上してはどうかという提案ですが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

山の田公園は楽田工業団地の中にある、野球場やテニスコートの運動施設と遊具や休憩施設等が備わった公園で、面積が2万8,000平方メートルの比較的大きな公園です。

そのうち公園東端の位置に、約3,750平方メートルの区域に、遊具や築山、休憩施設等が設置されています。この区域には、幼児用遊具、健康遊具やあずまや等があり、多様な利用

者を想定した整備をしており、駐車場からは少し離れておりますが、利便性を上げるため、その一部を駐車場にしてしまうと、実公園面積を減らしてしまうことから、駐車場の整備は考えておりません。

また、既設の公園駐車場については、117台分の整備がされており、公園利用者の駐車場が不足していることもありません。

次に、視認性については、公園の東側にある市道犬山公園小牧線を北から走ってくると、築山によって遊具や広場が見えず、公園が分かりづらいということですが、交差点付近では築山も低くなり、遊具も見えますし、交差点名も山の田公園前となっていることから、対策についても考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ゼロ回答ということで、ちょっと残念だなという気がします。

とはいえ、やっぱりいい公園だと思うんです。近隣の小学校だと1年生で遠足に行くんですかね。なかなか隠れた公園みたいな感じがして、いい場所だと思うんで、利用される市民が増える政策をまた新たなことを考えていってくださればと思います。

要旨3です。薬師川左岸の歩道、自転車ゾーンと歩行者ゾーンに分離して、ベンチを設置できないかということで、これもいろんな市民の方から相談を受けるんです。

薬師川左岸、具体的にもっと細かく言うと、楽田の駅からずっと東のほうへ行って、大縣神社へ向かう県道大縣神社線の二ノ宮橋という橋があるんですけども、薬師川です、そこから南、400メートルぐらいですか、市道荒井本町線の小針橋との間、しだれ桜が植わっていて、春にはしだれ桜を見に本当にたくさんの方がウォーキング、散歩に来ていらっしゃるのですが、ここは桜がなくても歩行される方が多くて、特に高齢者の方から、ちょっと休憩する場所が欲しいんで何とかならんかという要望をよく受けます。

前回、これ同じ質問をしたことがあるんですが、ちょっと難しいということですが、やっぱり聞かれるんで、もう一度ちょっと駄目もとかもしませんが、質問して、何とか実現に向けて、一歩進んでいただきたいなと思うんです。いかがでしょうか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

薬師川左岸の区域につきましては、愛知県より犬山市が河川占用許可を受けて市道楽田東118号線として管理している箇所になります。

ご提案の自転車ゾーンと歩行者ゾーンに分離してベンチを設置できないかということですが、ベンチの設置については、令和4年6月定例議会でもお答えしましたとおり、河川管理者である愛知県一宮建設事務所からは、河川保全範囲に当たることから工作物の設置はできないとのことでした。

理由として、河川区域内を使用する条件としては、堤防を守るために必要な部分に、工作物は設置できないことが原則であり、現在の道路にベンチ等の構造物を設置する場合は、基礎部分が堤防を痛めるため、許可条件を満たさず設置することができません。

次に、自転車ゾーンと歩行者ゾーンの分離についてですが、地元からの強い要望がある場合は、区画線や路面サインなど構造上の変更が必要でない方法で、河川管理者及び犬山警察署などと十分な協議を行いながら検討することは可能です。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） やはり前回と、前回よりはちょっと進んだかなということでしたが、基本的にでも愛知県が工作物の設置はできないということで駄目だよと、けんもほろろという感じで、またつまらないことを言いましたが、自転車ゾーンと歩行者ゾーンの分離は検討することは可能ということで、最終的にはちょっとベンチみたいなものを置けないかなっていうことでございますので、自転車と歩行者を分けることで地元の方々が納得されるとは思わないんですが、ちょっと一回説明して、次の策を練っていきたいと思います。

先週、エナジーサポートで防災の行事がございまして、そこで、この場所がエナジーサポートに隣接するところなんで、そこであちらの会社の方とそのベンチの件も、何かできないかっていう話もちょっと投げかけておりますので、また堤防じゃないところにベンチをという提案をさせていただくことがあるかもしれませんが、その際にはまた積極的に前向きにご検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回は3件の一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初の1件目の下水道会計についてです。要旨4点にわたって伺っていきたいんですけども、まず、前提として、下水道の使用料の改定が予定されているということがあります。これは令和7年の2月定例議会の一般質問で鈴木議員の質問に対する答弁でも明かされまして、下水道戦略、経営戦略の改定審議会のほうでも諮問がされ、答申があった案件ですが、令和8年の4月に25%の使用料の値上げ、さらに令和11年の4月にさらに25%、合計で50%の値上げというものがその答申であったと。

条例改正案が、3か月後の9月定例議会に、どうも上がってくるという予定だということで、その前にしっかり論点整理をしておきたいなということでやる質問でございます。

要旨1つ目、2つ目は、今の状況をちょっと伺いたいという質問なんですけども、まず要旨1点目、老朽化の状況、各地で陥没事故等が起きておりますが、犬山市においてのこの

老朽化の度合いというのはどういう状況か、ご答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

犬山市が管理する下水道管は、整備を開始した昭和57年度以降に市が布設した管路と、市の整備開始以前に団地開発により整備され、その後、市に移管された管路を合わせて、令和6年度末時点で約280キロメートルあります。

令和6年度末時点で法定耐用年数の50年を経過した下水道管は、移管を受けた下水道管の一部、約2.8キロメートルのみであり、全体の約1.0%となっております。

今後の状況につきましては、こういった下水道管が10年後には、全長の約6.8%に当たる約19キロメートルに、20年後には、全長の約33.8%に当たる約95キロメートルになる見込みです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと再質問したいと思います。

年数の話だけだったんですけど、今までもいろんな質問があったり質疑があったりで、状況どうなのかと。いろんな調査をやっているという答弁もあったんですけど、そういうものの調査の結果というのはまだあんまり分からないですかね。

年数たってないけど、ここの部分が結構老朽化がひどいとかで対応しなきゃいけないというのは、そういうものが内部であるかどうか。なければいいです。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えをします。

下水道管渠の緊急点検についてということで、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の流域下水道の管渠の損傷に起因すると考えられる道路陥没事故を受けて、1月30日に、職員により、歩道及び公園などに設置された5か所の管渠のマンホールの中の目視点検と、3月4日に業者委託により、主要な管渠の合流部のマンホール12か所の目視点検を実施し、大きな異常がないことを確認をしました。

なお、下水道管渠の点検については、15年に1回の頻度で行い、また、調査は下水道管内にテレビカメラを走らせ、映像によりひび割れ、クラック等の有無の確認を、目視点検の中間年度を目安に実施しております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問です。

例えば業者に、更新のは、もうずっと年々工事は発注してますよね、管の更生とかの。そういうときに、何か異常があるよとか、そういうことは特になかったと。

いろんな情報網で、その目視だけだとやっぱり不安なものですから、そういうこともやっているかどうか。意図としては、老朽化しているかどうか、やっぱり徹底的に調べるべきだ

と思うんですね。その事業者が実際工事をやったりするんで、いやここは年数あまりたっていないけど結構ひどいよとかいうことがなければいいです。そういうことが今まで情報としてなかったかどうかだけ確認をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

カメラの点検の結果、小さな修繕が必要な部分というか、そういったものは報告を受けておりますので、都度、そちらのほうは修復のほうをしております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。

今は50年たっているものが非常に少ない状況だけど、10年後、20年後、それは当然増えるんですけど、昭和57年ですかね、犬山市で始まっていったのは、大体僕の年と一緒に年老いていくものかなという感じがするんですけども、結構大丈夫という状況だと思います、現状では。ただ、将来的にはまだ油断はできないよという状況ということで、そこまで危機的ではないのかなという印象です。

要旨2の質問です。経営改善効率化の取組、これはもう当然、僕も店をやっている人間としては、もう値上げをせざる、値上げしたことないですけど、値上げをするのに当たっては、徹底的に効率を上げて、原価も切り下げて、できるだけ人件費にはあまり影響がないようにというふうに経営者として努力するのが当たり前なんです。だから、そういった取組をこれまでどのように行ってきたかについてお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

経営改善・効率化の取組としましては、主に、下水道計画区域の見直し、接続率の向上、不明水対策、他市町との事業の共同化について取り組んできました。

令和5年度に下水道計画区域の見直しを行い、市街化調整区域のうち、具体的な整備計画のない区域を合併浄化槽による処理区域に変更することで、今後の新規整備費用を削減し、老朽化が進行する下水道管の改築費用に充てることとしました。

接続率の向上に向けては、下水道供用開始区域内の未接続世帯に対して直接訪問したり、チラシを配布する等により接続をお願いする取組を毎年500件以上実施しております。

地下水等が下水道管に侵入する不明水への対策としては、既存の下水道管の内面に新たに管を構築する更生工事や、マンホール内部の漏水修繕などを実施して、汚水処理費用の削減に取り組んでおります。

また、令和6年度からは、管路施設の点検・調査を他市町と共同発注することにより、調査委託費の削減に取り組んでおります。

今後につきましては、引き続きこれらの取組を継続的に実施するとともに、民間事業者のノウハウを生かした効率的な業務を行うことを検討していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これも再質問します。

不明水に関してそれ以外はよくやっていたという印象ですけども、不明水の対策に関して、成果は出ていますでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えをします。

地下水等が下水道管に侵入する不明水への対策の効果としては、管更生工事やマンホール内部の漏水修繕などを実施することにより、公共下水道、農業集落排水事業合わせて、令和5年度、約35.9%から令和6年度、約34.8%、約1.1%改善しております。

この取組を実施していくことにより、令和16年度には、不明水率を20%とする目標とし、維持管理費約5,000万円程度削減される見込みです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ここで再々質問です。

1年だけ言いましたよね、今。それ以前、手元にあると思うんですけど、下水道事業戦略とか、いろんなデータ載っているけど、これ結構な勢いで増えてきていますよね。そこも含めて、過去、ざくっと10年程度を見て、20%前半からぐいーんと今、増えてきているんですよ。だから、1年だけ成果出ましたというのは、それまでやってなかったってということかな、というところをお願いしたいです。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

不明水率なんですけれど、令和6年度は34.8%、令和5年度は35.8%、令和4年度は34.3%、令和3年度は35%、令和2年度は33.7%、令和元年度は31.6%、平成30年度は29.4%というように、年々増加してきております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。

もっと遡ると、もっと上がってきているんですよね。不明水なだけに原因がよく分からんと。今までも議会でもそういう形でした。できるだけ管の更生をやったりして努力はしていると。だけど不明水の割合が非常に高いんですね。

これは僕も、この数字がほかの町はどうなんだろうと思ったら、ほかの町、低いんですよ。春日井市とかだと10%切っていると思います。これもすごく市町村によって偏在が激しくて、例えば富士市とかだと30%ぐらいだったり、地形によってかなり違うということは、もう管の老朽化とかじゃないのかなと、地形の問題なのかな。

A I で聞いてみました。これ扇状地がその原因じゃないかというふうに聞いてみたら、その可能性は大いにありますという答えだったんですけども、扇状地というのは砂礫層という地質で、水が浸透しやすい。地下水位が上がってきやすいんで、その管に触れる割合が大きくなると、だからその不明水が大きくなる傾向は十分ありますということだったんで、これは管の老朽化とかの影響が少ないかもしれない、地形的な要因かもしれないんですということ踏まえて、要旨 3 の質問に移りたいんですが、経費回収率という数値があります。この使用料改定に当たっての審議会の議論を見ると、経費回収率を100%にしなければ、100%を目指すに当たって、いろんな案を検討していたという形跡がありました。

ただ、この経費回収率という数字に近づけていくことの妥当性を僕はちょっと考えたんですけども、その根拠が大体地方公営企業法に照らすと、独立採算が原則ですのと、議会でも答弁があったとおりではありますが、僕はちょっといろいろ疑ってかかるほうなものですから、本当にこの数字というのは重視すべきものなのか。

経費回収率というのは、基本的には污水というのは、使用者が負担すべきもので、雨水に関しては公共で負担すべきものという、その原則に基づいている考え方ですけども、不明水が極めて多い犬山市では、使っている量以外にも、侵入してる水を処理しているわけです。その経費も入っているわけですから、その経費の分まで、本来であれば、使用者の負担というのは僕は筋が通らないと思っています。

そういうことを考えると、この経費回収率というのは本当に100%を目指して上げていくことが妥当なのかどうかということについて、極めて疑問なんですね。今の当局の見解としては、なぜこの数字に近づけようとしているかということについての答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

本市の下水道事業は、平成30年に犬山市下水道事業の設置等に関する条例を制定し、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する、一部適用を受けました。これに伴い、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用する公営企業会計へと移行しました。

地方公営企業法の財務規定等の中に含まれる、第17条の2第2項においては、「その経費は、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされており、いわゆる「独立採算」が義務と考えています。

経費回収率とは、下水道事業において、污水处理費用に対して使用料収入が占める割合であり、污水处理費用には、污水处理費や下水道施設の維持などの維持管理費も含まれますが、下水道の整備に係る建設費は含みません。

犬山市では、この割合が68%のため、不足する分を公費で補填している状況になっていますが、公衆衛生の維持・向上に寄与し、市民生活に直結する重要なインフラである下水道を維持する上で、污水处理費用の不足する分を公費で補填することはやむを得ない状況であると考えます。

しかしながら、本来は自治体の財政状況に左右されることなく、受益者負担の考え方、独立採算が義務であるとの考えの下、継続的に安定した経営を維持していくためには、本市は経費回収率100%を目指さなければならないと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問したいと思います。

今の答弁の根拠は、全部机の上の話というか、実際の必要性じゃないですね。だから、地方公営企業法というものができました。国の方針ですよ、これは。独立採算を義務として考えているというけど、これ、一部適用なんですね。全部適用と一部適用って考え方があって、大きい町だと、政令指定都市とかだと、中核市ぐらいもそうかな。全部適用といって水道局というものをつくって、そこが一つの企業みたいにやっていく。職員さんも公務員の扱いにはなってるかもしれないけど、一応立場としてはその局の職員さんになるというのが全部適用、それだったら、大都市というのは、管が恐らく人口密度が濃いもんですから、狭い面積の中にたくさん人が住んでいる。だから、その使用料で稼げる。だから、100%を超えているような、経費回収率が100%を超えているようなところは大体大都市だったりするんです。

だから、大都市のものと、あとこの地方都市を同じ基準で比べるのは明らかに不合理なんですよ。だから一部適用なわけです。だから、全部適用じゃなくて、答弁でおっしゃいましたけども、一部適用という言葉は、この一部適用ということ自体が100%を目指すべきでは、目指すのはいいけども、必ずしもそこにどんどん近づけなければという数値目標にするには、僕はちょっと妥当ではないと思います。

だから、この不明水の割合、同じぐらいの不明水の割合の町は、じゃあどれぐらいの経費回収率なのかということをもっと精査するべきだと思います。そういうことを審議会でやったかどうか。不明水の割合とかも勘案して、本当にこの100%を目指すことがふさわしいのかということを、審議会ではどういうふうに議論していたかについて、再質問で答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えをします。

審議会のほうで審議した内容は、久世議員のほうも、議事録のほうで確認をしていると思うんですけど、特に大きなこの反対というか、そういった意見はございませんでした。

それで、もうちょっと詳しく、先ほど都市部と田園部というお話がありましたので、ちょっとそこを、こちらでも多分審議会のほうで説明をしておりますので、ちょっとご説明をさせていただきます。

経費回収率を算出するに当たり、汚水処理原価という指標があります。この汚水処理原価は、汚水1立米当たりの処理に幾らかかっているかを表す指標で、これが経費回収率を表す分母になり、これに対して、使用料として幾ら回収すればよいかという使用料の単価を近づけていくことで、経費回収率を100%に近づけていくものです。

当然のことながら、この汚水処理原価は、各市町の整備状況や処理方法、地域などによって変わってきます。

汚水処理原価について、総務省の令和5年度下水道事業経営指標により確認したところ、名古屋市を除いた愛知県の自治体の平均は1立米当たり約154.1円でした。当市において1立米当たり151円となり、愛知県全体の平均値より若干安くなっております。

都市部かどうかという視点で見ますと、愛知県内で処理区域内人口が一番多い市である岡崎市が、立米当たり150円、処理区域内人口密度が一番高い岩倉市が、立米当たり150.1円でした。

当市とこれらの市の単価が大きく変わらない理由としては、汚水処理単価がその区域の下水道の建設年度や、流域下水道か単独公共下水道かなどにより影響され、一概に都市部か田園部かという部分の影響によるものだけではないことが考えられます。

こうしたことから、当市としては目指すべき目標として、都市部と田園部との比較という視点からではなく、独立採算の原則という観点から、経費回収率100%を目標とするものです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問ですけど、汚水処理原価だけで言っていますけど、この不明水というのは、今までずっと重要視しているけど、有収率という数字もあるわけで、そこは議論したのかという質問なんですよ。

この汚水処理原価という考え方にそれが入ってるかどうかについても答弁いただかないとちょっと最初の質問に答えたことにならないと思うんですが、違う指標を出されて答えられてもちょっと困るので。都市部と田園部で違うと言っても、その汚水処理原価というものにはいろんなものが含んでいるんで、例えば耐用年数とか含んでないわけですよ、そこには。だから、ちょっと違う答えはいただいてもしょうがないなというところなんです。

だって有収率ってすごく大事な指標じゃないですか。不明水とか、無収水率という言葉がどうも厚労省としてはよく使う言葉のようですけど、うちではよく不明水と言っているんで、ここで不明水と言っているんですが。だから、不明水が多いと、結局はその負担がかかっているわけですよ。さっき5,000万円という数字もありましたけども、だから本来であれば、不明水対策をしっかりとやって、使用者に余計な負担をかけない。その状態で値上げをしていくものはしょうがない。だから、その分だけ改定お願いしますというロードマップがなければいけないはずです。

だけど、値上げをした後に不明水対策をされると言われても、何かこう値上げをして、後から何か物を出されても、最初からそれ買いませんわという話に、だからそれを消費者の選択としては本来そうなんだけど、甘えているわけですよ。住民はそう簡単に引っ越しできないだろうと。それは駄目だと思いますよ。

ちゃんと不明水対策をしっかりとやる。カスタマーサポートをしっかりとやっていって、消費者の満足を得てから、どうしようもない、この値上げに納得していただけますかというのが本来の順番なので、議論したかどうかということについて聞いてます、この不明水ということについて。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

審議会の中で、議事録を見ていただくと分かりますように、そちらの議論のほうは行っておりません。

先ほど汚水処理原価というところで、ちょっと説明不足でしたので、そちらのほうをもうちょっと詳しく説明をさせていただきます。

汚水処理原価は公費で負担できる費用という部分で、公費で負担できる費用は、毎年の総務省通知の繰出し基準に基づき、雨水処理に要する経費、水質検査に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する経費、不明水の処理に要する経費、こちらは計画汚水量の15%を超えた分が公費負担となります。以上が公費負担の対象となります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） だから、その汚水処理原価というものに不明水が入ってないということなのかな。入ってるってことなのかな。だからちょっとそのよく分からん答弁されても困るもんですから。議論がめちゃくちゃになるんで。

だから、それも含めて議論したという答弁でいいんですかね、今のは。ちょっと改めてはっきり答弁をしていただきたいと思います。したのかしないのかって聞いているんで。

◎議長（大沢秀教君） 確認でその部分だけ。したのか、していないかの部分。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 確認のほうはしてございません。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） だからやっぱり都合のいい数字だけで議論しちゃ駄目なんですよ。いろいろ多角的に議論して、本当にこれは上げなければいけないのかということをしっかもんだ上でやらないと、僕は駄目だと思います。

だから、もう一回、審議会でもしっかり議論してほしいし、それを市は諮問して答申を受けちゃっているんで、議案を出さなきゃいけないかもしれないけど、僕としてはそんなことで議会として通していいのかなという疑問が非常に強いもんですから、だから、もう一回、議論をやってほしいような気持ちです。

という前提で、4つ目の要旨の質問に移りますが、使用料改定について、やり方を見直すつもりありませんか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

下水道使用料の改定については、令和6年度に改定した犬山市下水道事業経営戦略において示しています。

この経営戦略は、改定に当たり「犬山市下水道事業経営戦略改定審議会」を計9回開催し、今後の中長期の収支計画の見直しを行う中で審議をいただき、答申を受けて改定したものです。

経営戦略では、下水道事業者が実施する接続率の向上に向けたPR活動の実施や、不明水対策としての改築工事の実施、点検・調査の共同発注による委託費の削減などの経営努力に取り組んだとしても、経費回収率100%を達成することが見込めないことから、下水道使用料の改定は避けられないものと判断しました。

犬山市の使用料対象経費は、令和4年度決算ベースで約7億5,000万円です。これに対して、使用料収入は約5億円で、経費回収率は約68%となっており、経費回収率100%を達成するためには、現在の使用料収入の50%増加が必要となります。

使用料改定については、下水道利用者への急激な負担を軽減するため、令和8年度に25%増、3年後の令和11年度に25%増となるよう段階的に実施します。

改定後の料金については、ご家庭の標準的な使用量である、1か月当たり20立米を使用した場合、現行の税抜き1,610円から令和8年に2,025円、令和11年に2,400円になる計算です。

なお、本年9月定例議会に下水道使用料の改定を行う条例改正議案を議会へ上程する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問ですけども、汚水処理原価ってさっき言いましたけど、これには不明水も入っておるわけですね、処理原価なんで。だから、入れた数字で平均ぐらいでしようというところしか議論してないわけです、原価の部分は。だけど本来だったら、この150円である必要はないんですよ。だから、本当だったらもっと安くできるはず。だったらそれは市民サービスとして安くやるべきだという考え方もあるわけです。

不明水の原因としても、老朽化じゃなければ、地形的な要因、それから今の気候変動の問題、集中豪雨、こういった天候的な要因だったら、これを使用者にその負担を負わせるのは明らかにおかしいという議論がなければいけないはずなんです。

そうじゃなくて、この汚水処理原価という平均はどうだという数字だけで、経費回収率が100%になればいけないという机の上の話、国の方針の話、でも一部適用。だから、そういうバーチャルの話だけで、僕は自分が店をやったら値上げなんか絶対にしない、お客さん来なくなるから。だけどここは行政だから、そんな簡単に引っ越ししないでしようというつもりでやっているんだったら、僕は絶対にこれは認められないので、市長としてどういうお考えか、1回お尋ねしたいです。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをさせていただきます。

経営者という感覚でお話をいただいているんで、私としても経営者としてどうあるべきかということの思いも含めながら、お話をさせていただければと思っています。

申し上げたように、経営者という立場は会社を経営する側も、自治体を経営する側の私も

全く同じです。会社の経営と同じように自治体経営にも明確な方針が必要であります。

実際の経営を示すものには、総合計画など様々な計画があります。それらの計画をベースに、市長である私の経営方針が示されなければならないと思っています。

これからは市民ニーズの多様化や、社会課題が複雑化すると同時に、やはり一番何より人口減少に直面する中で、自治体経営、運営はさらに難しくなっていくだろうと想定をしています。ですから、犬山市の経営者である市長が、判断の物差しを持っていることはとても重要なことだと思っています。

私が経営者として意識している一つでありますけれども、将来世代に責任を負わなければならないという考えも持っています。

政治家である市長は犬山市の将来に責任を負わなければならないし、市民皆さんに犬山市が成長するための先見性のある事業をお示しをしながら、子ども支援や福祉、安心・安全、生活のしやすさの向上などの持続可能な新しい犬山づくりを進めていくことだと思っています。それと同時に、将来世代に対して責任を負うのが政治家に求められている資質なのではないかと私は思っています。

でも、今、必要とされる取組がいっぱいあります。だから、求められることに応えるために事業に取り組んでいきたくになります。それはなぜかと言ったら、私も選挙で選ばれているからです。今より支持をもらおうとするのであれば、より多くのサービスを提供していくことにもなるからであります。

でも、言うまでもなく予算は限られています。より多くのサービスを提供するには、将来世代に負担を先送りすることにもなります。ですから、一定の受益者負担の下、将来と現在のバランスが必要だと思っています。

その責任を負っているのは予算執行権者、執行権を持って予算の使い道を提案できる政治家である市長だと考えています。

将来世代のことを考えて、できる限り健全な財政を維持し、プライマリーバランスを考えていかなければ、事態は悪化していくことにもなりかねません。必要な施設整備や住民サービスを確保しながら、将来的に負担を先送りしないことも経営ではないかと私は思っています。

その思いで、公衆衛生の維持と向上に関わる社会意義の大きなインフラであり、当たり前に使えることが求められる下水道の使用料改定については、将来にわたって安定したサービスが提供でき、持続可能な経営を行っていくことを考えました。

経営改善が徹底的に必要だと、自分のお店は値上げをしていないということも言われました。まさにその考えには、必要経費の不足分を値上げする、売れてないから値上げすればいいという考えはないと思っています。

ですから、まず事業者として、経営努力を徹底してやっていかなければならないと思っています。ですから、先ほど答弁で申し上げているとおり、下水道の接続率を上げていくこと、不明水の率を下げっていくこと、また、行政との共同化や広域化で委託費を減らしていくことをこれから取り組んでいくとさせていただいております。

でも、残念ながら、その徹底した経営努力だけでは経費回収率100%が届かない結果とな

りました。それゆえに、法で定められている義務の下、予定している下水道料金の改定は、中長期の姿勢に立って、下水道事業に関わる、汚水を流すための管理費や、維持管理費などの必要な経費が、自治体の経営状況に左右されることなく、下水道事業経営を維持していくことや、改定は2回とし、緩和措置を取ることを経営者として考えてきました。

将来世代に責任を負う政治家として、経営者として、犬山に住む市民皆さんの安心・安全な生活の実現のために、料金改定が必要であると判断をしました。

今後についても、市議会皆さん、市民皆さんにご理解いただけるよう、その問題の点については、様々丁寧な説明を重ねながら、当初の予定どおり、本年9月定例議会に下水道使用料の改定に伴う条例改正を議会へ上程させていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これは再々質問ですね。

今、市長答弁の中で義務っておっしゃったんだけど、100%に近づける、これ義務かどうか確認をお願いします。義務じゃないと思うけど、努力義務とか目標だと思うんだけど、ちょっとごめんなさい、答弁いただいたんで、これ確認します。本当に大事なところなんで、義務かのようにやっているんだけど、これ義務じゃない。一部適用だし、全部適用じゃないんで。まず、それ1点です。再々再問。

経営と経理は違うもんですから、経理とのは数合わせなんですよ。経営というのは、付加価値をつくったりすること。汚水処理、原価というのは非常に大事な概念で、原価の中にその使用者の責めに帰さないもの、だから天候とか地形とか、そういうものがあつた場合には、それがどれぐらいの割合あるんだろうというのを算出した上で、それが誰が負担するべきかということをやちゃんと決めなきゃいけない。その議論はどうもやってないっぽいですよね。という話なんで、そこをやらないと、本来公共で負わなきゃいけない、使用者の責めにしてはいけない部分を、使用者に負わせるという行為をしてしまう。それが本当にやっていいことなのかどうかという観点で聞いているんです。

だから、その2点についてお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

先ほども答弁しましたとおり、地方公営企業法第17条の2第2項においては、一部適用ということで、こちらのほうで独立採算が義務となります。これを達成するために、経費回収率の目標を100%としているものです。

そのため、この100%については、どこまで従うか、従わなければいけないかというものでもなく、将来にわたって健全な運営を行っていくためにも、経営努力をした上で100%に近づけていくことが我々の責務だと考えます。

以上です。

補足です。すみません。

不明水の負担のほうなんですけれど、こちらのほうは15%は負担するということになっておりますので、そちらのほうの負担のほうは、その経費回収率の中に含んでおります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 25%上げる、50%まで上げるって、本当にとんでもないことですよ、これ。めちゃくちゃ大事なことで、ちゃんとやっぱり根拠をしっかりとしないと。だから、ちょっとこの答弁では全く認められないなという感覚でしか今ないです。

まだ議案が出てるわけじゃないですけど、ちょっとこの論点整理を踏まえて、しっかり僕も検討したいと思います。

本当にそれが義務なんだったら、今の答弁のように、今はじゃあ違法状態ですか。全国8割ぐらい違法状態ですよ、これ。だから、それがどういう意味の義務なのかということも踏まえて考えていかないと、それがさも何か法律で決まっているから、住民の皆さん100%じゃないから義務ですよなんて、法律違反ですよなんてことではないはずですよ。だから、そういう定義もしっかりやらないと、僕はとても賛成できないということを申し上げておきたいと思います。

では、2件目の質問に移ります。国民健康保険についてです。

令和6年度から、これは審議会の中でもよく言ってたんですけども、この保険者の中、この保険者という概念がちょっといろいろあるんですけども、被用者保険と国民健康保険という大きな二本柱で国民皆保険という制度が成り立っています、この日本では。

令和6年度に、今までは前期高齢者という、65歳から75歳までの方が、会社にいた方が国民健康保険に移ってくる。後期高齢者に移行してきます。その間の期間に国民健康保険に入ってくるんで、そこで医療費の負担がどんとかかる。だからその分、国民健康保険が負担するのは不公平ではないかということなんで、その被用者保険という、この60歳まで主に、今65歳までが多いんですけど、が入っている協会けんぽとか、組合健保とか、そういうところからの仕送りみたいなものがある。

その仕送りの算定方法が、今まで加入者で割っていたもの、だからお金持ちの組合は割と得をしていた。お金持ちでなくて人数がちょっとたくさんいらっしゃるところは、ちょっと割を食っていたというところが不公平だということで、その算定方法が変わったということがありました。それが加入者割から総報酬割というものです。

これが、国民健康保険にどれぐらい影響を与えるのかということをお僕はずっと注視していたんですけども、ちょっとここが国の資料によって、検討していたことと決まったことがちょっとよく分からなかったんで、まずこの1点目として、この変更が国民健康保険に、財政にどのような影響を与えるのかということについて確認したいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをします。

お尋ねの、昨年の令和6年度から導入された新たな仕組みでは、久世議員がおっしゃった、

加入者人数によるところから、私の言葉で申し上げると、財政力に応じた調整が加わったというふうに理解をしております。

つまり、具体的に申し上げますと、保険者ごとに異なる、報酬を出していると思うんですけども、その高い報酬を出しているところと、それから高い報酬を出していない保険者があるわけであって、それは財政力に置き換えると、高い保険者、それから低い保険者ということになるかと思います。そこに応じた調整が導入をされました。

高い保険者にあっては納付金の負担が増えます、低い保険者にあっては交付金の受領が増えますということで、これまでの人数のものに新たに報酬、要は財力、財政力と言ったほうがいいのか、資力と言ったほうがいいのか分かりませんが、そこの先ほどもお金持ちだというようなご指摘がありましたが、さらにその部分が強化されたというふうに理解しております。

ただ、とはいえ、この仕組みというのが健康保険組合であったり、協会けんぽという、いわゆる被用者保険の中でのみ現時点では導入されておりまして、当然のことながら、その中での影響というのは大いにあるかと思います。

ただ現時点では、国民健康保険というのは調整の対象には入っておりません。したがって、国民健康保険財政には直接の影響を及ぼすものではないというふうに理解をしております。

要旨のところにある、そうですね、国民健康保険財政には今後どのような影響を受けるのかということについては、繰り返しということになりますが、現時点では影響を受けておりませんが、ここがどういうふうに動いていくのかという部分は、しっかり注視していかないといけないというふうに思っております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。非常に的確な答弁だったと思います。

ただ、国の資料を見ると、何かその被用者保険の財政調整のおかげで、国民健康保険は何か30億円ぐらいプラスになったりするんで、何でだろうと思うんですけど、本当に間接的な影響でよく分からないんですが、ただ、国費の部分がどうもこの協会けんぽに入っていた国費の支援分がどうも浮くということも、国の資料には書いてあるんで、1,300億円と書いてありましたけど、大体、というところがもしかしたら支援に回ってくるんじゃないのかなという期待もちょっとあるので、そこも注視をしていきたいなと思っております。

要旨2の質問です。これも運営協議会の中でずっと問題提起をしていたところなんですけども、今、市と県には二重に財政の不安定さを調整する基金というものが存在しています。

市のほうは、以前から基金があって、それを10億円以上あったのが、制度変更によって思いつ切り割を食ってしまった。その経過措置として取り崩しながら、徐々に値上げというか、税率の引上げをしてきた。2億円程度を残しながら運営をしていくという状態です。

この県のほうが、これも運営協議会でいつも、何か突然数字が出てきたとか、何か48億円いきなり出てきた、あっ、今ゼロになってるのか、もうよく分からない状態がずっと続いていて、この運営状況の透明化はどうなってるんですかということをずっと問題提起していました。

県のほうも財政安定化基金という名前のものがあって、例えばインフルエンザが急にはやったりとかいうときに、一気に給付費が必要になった場合に、支援をする仕組みというものがあつたりします。ただ、そこに国費も入っていたりする、本体部分とかいろいろあるんですけども、そこに入っていたりするんで、そっちを活用したほうがむしろメリットが大きいんじゃないかなという前提の制度設計になっているように見えるんです。

市で基金を持っていたとしても、そこには国費は入らないものですから、本来であれば、県がちゃんと運営をして、危なくなったら県がしっかり助けますというものになっていけば、市で基金を持つ必要はないはずなんです。ただそれが今、市が基金を持たなければいけないような状態になってしまっているんで、そこはさっきの下水道の話みたいなもんなんですけど、被保険者の人ができるだけ負担してくださいという国の制度にどうもなっているようなので、市で補填するなど、法定外繰り入れするなどという全体がよく分からない制度設計になっているので、そこが被保険者の負担になってしまっている。二重に基金を持っている状態が、被保険者の負担になってしまってるんで、これはおかしいんじゃないかという問題提起をしていました。

これは、県がもっとしっかり運営をしてくれれば、市もいろんなチャンネルを通して意見を言いながら、基金の柔軟な運用ができれば、この市で持っている基金というのはもっと薄くても、加入者の方の負担が少なくてもやっていけるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、県と市で今二重の基金を持ってるということになっております。まずその機能の整理というのをさせていただきたいというふうに思います。

県の財政安定化基金ですけれども、ここは県は2つの機能を持っておりまして、まず、1つ目は、県全体、加入する市町村で、例えば大規模な災害があつたときなどに収納率が落ちたというような場合に、それを補填するような貸付けですね。一旦本来はそれぞれの保険者ごとに、市町村ごとにやっていくというのが現在の立て付けなんですけど、一時的に資金がショートするような場合については、貸付けを行うというような機能が一つです。

それから、2つ目が、議員がおっしゃっているところだと思うんですけども、これの2つ目の原資というのが、現在は決算の剰余金を積み立てているということになっています。それが不足した場合には、県全体の財源調整としてそれを取り崩しているというような機能を有しています。

一方、当市の国民健康保険事業基金です。こちら原資については議員に申し上げるまでもありませんが、特別会計の決算剰余金の一部を積み立てています。これまでもいろいろ議論がされてきたところでありますけれども、国保税負担の急激な上昇を抑制するために取崩しを行っている。ですから、県は2つの機能があつて、市は1つの機能しかないというところで、議員ご指摘のとおり、その1つの機能については重複しています。県と市で同じ

ような機能があります。ただ、要は、これらの基金のために、現時点です、もともと国からお金が入ったというのはご指摘のとおりですけれども、現在のことを言うのであれば、要はその基金を増やすために、特別に何かその負担を求めているわけではありませので、現時点です。現時点で申し上げると、直接的には被保険者に対して何か負担を求めているわけではないというふうに理解しています。

しかしながらです。とは言えども、県と市の双方に共通してですけれども、先ほど要はその原資が決算剰余金というふうに申し上げました。これが恒常的に発生をして、今後基金がどんどん増えていくということになれば、議員が危惧されるように、結果として被保険者の方に対して負担を強いているということにもなりかねませんので、要はこのところはすごく大事なポイントだと思っております、県は全体でちょっとコントロールしているのだけれども、当市におきましては、引き続き過不足のない、介護保険料と同じだというふうに私は理解しています。過不足のない適正な保険税率の見極めというのをしっかり行っていくということと、合わせて県に対してもしっかりと目を配っていかねばいけないというふうに思っております。

ご指摘の基金のその必要性ということで申し上げると、他の団体では基金を持っていないところもあります。県だけの基金、これは国民健康保険法で規定がありますので、持たざるを得ないんですけれども、市は必須ではありません。ですから極論を申し上げると、市の基金というのは不要なんです、ただ、これまでに財源調整、保険税の激変緩和のために活用してきたということも事実で、これからも今後その制度改革ということを考えますと、まだまだ機能としては必要なのかなというふうに思っております。

ですので、今回の議員のご指摘であつたりだとか、あるいはこれまでの経緯、運営協議会でいろいろと議論がされておりますので、そういったことを踏まえながら、まずは当市の国民健康保険の運営と財政というのを多角的に検証しながら、今後、子ども・子育て交付金とか、いろいろ制度改革が控えておりますので、私が今考えているのは、市の基金の残高です。議員も先ほどご指摘されましたけれども、先ほど2億円というふうにおっしゃいましたが、実際には昨年、令和6年度の執行を全部終えると3億円を超えています。3億円を超えていますが、果たしてどれぐらい残さなければいけないかと、市の基金に残しておかなければならない額の見極めというのをしっかりやらせていただいて、合わせて県全体としての財源調整の在り方ということについて、改めて考えていかねばならないというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） よく分かりました。3億円ぐらいになっているということなんで、ちょっとやっぱりそんなに必要かなというのが率直な印象です。ここは適切な見極めをしていただいて、運営協議会の中でもしっかり議論をしていっていただきたいと思います。

では、3件目の質問に移ります。木曾川うかいについてお尋ねします。

去年、議案が出てきて、皆さんご承知のとおりですが、経営危機と言ってしまっていると思うんですが、経営危機に瀕したという状況です。それは木曾川うかいは、一応説明、見ている皆さんのためにちょっとだけ説明すると、鵜飼というのは市がやっている、公務員とし

て、鵜匠を雇用して市がやっている市営鵜飼で、民間がやっているのは観覧事業という二本立てでやっている。この観覧事業のほうは、純粋な株式会社の民間事業としてやっているところが経営危機に瀕してしまった。市として、観光鵜飼というやってきたものは、この二本立てでやっていて、この観光鵜飼というものが観光に資するための犬山の伝統であると、これに公益があるということで、この観光鵜飼というものを守るために、ある一個人の方が寄附をしてくれた。5,000万円の寄附をしてくれて、それを一旦市が受ける、公益があるということで、一旦市が受ける形で、市に寄附が入り、その寄附金を基に市が補助金を出した。それで、経営危機を脱したというのが現時点のことです。

ただ、自分としては経営者として考えると、じゃあ5,000万円をどういうふうに使途を使ったかということを経営者として報告を受けて、委員会のほうでも報告を受けておりましたけども、主に半分以上は債務の返済ということでした。だけど、本来であれば債務というのは、貸している側からすれば、もうかる会社がもっともうけて、もっと借りてくれて、もっと金利を払ってほしい。それが本来の債務というものなんで、もうかる会社にする必要があるんですね。今までやっていて、コロナという大きな危機が来てしまったから、一気に経営危機になってしまった。だから、本来であればそれを乗り越えられるだけの経営体力をつけなきゃいけない。そのための経営改革とかをもう議論しなきゃいけなかったんですけども、やっているかもしれないです、それは。だけど、最後の返済に回したということ自体も、ちょっと僕は経営者としては、どうなのかなという疑問符が付くところではあります。

だから、本来であれば、それを投資に回して、もっともうかる会社、もっと利益の上がる会社にして、銀行がもうお宅は絶好調ですから、どんどん借りてくださいと。債務が膨らんでも問題ないですよ。ちゃんと収益が上がる会社にするというのが一番大事な部分だと思います。

これは市の補助金をどんどん、この市を経由して出したということは、いろんな税制優遇の関係もありますから、市も大きな責任を負ってるわけです。だから、これは市もそういう会社をあるべき姿ということで、経営に関しても、もう口を出していかないと、これは駄目だと思います。大きなこの資本金を上回るほどの寄附を出したということは、これはもうめちゃくちゃ大きな責任を持っているわけなので、そういう経営に関しても、もう次の在り方を市がむしろリードしてやっていくぐらいじゃないと僕は駄目だと思うんですが、現状、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

今、議員がご紹介いただいたとおり、市では、令和6年度に、負担付きの寄附として、5,000万円を受納し、その後、木曽川観光株式会社に対し、市から補助金として同額を交付いたしました。

この負担付き寄附の受納及び補助金交付に当たっては、昨年11月定例議会において、ご承認をいただいたところでございます。

補助対象事業は、令和6年度末までに全て完了し、内容も適正に実施できたことを確認しております。

一方で、木曽川観光株式会社が実施する鵜飼の観覧船事業は、市とともに木曽川うかいを担う重要な要素であり、先ほど議員もご紹介いただきましたが、公益性のある取組であることから、補助事業完了後も、市として同社の取組をしっかりと見守り、健全な経営に向けて適宜、助言・提言を行っていく必要があると認識しております。

その中で、今後どうしていくかというところで、関係5者による会議というのを行っております。これは木曽川うかいの観覧事業を継続していくため、昨年度から、木曽川観光株式会社、犬山市観光協会、犬山商工会議所、犬山まちづくり株式会社及び犬山市による会議が、これまでに5回開催されております。

この5者会議には、各組織の代表が参加し、行政や経営者の視点など、それぞれの立場から、木曽川観光株式会社の経営や事業内容などについて活発な議論がされており、多くの助言や意見が出されています。

この5者による会議ですが、今後も継続して開催される予定ですので、木曽川観光株式会社の経営が安定し、木曽川うかいが継続して実施できるよう、当市も引き続き参加してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと時間がない中で恐縮ですけども、再質問で、僕も言いつ放しではちょっと申し訳ないんで、一つだけ、以前言ったことあるかな議会で、やっぱりその経営の形として、やっぱり株式会社で公営事業をやっているというのは、やっぱりちょっと変なんですよ、そもそも。だから今回の補助金も、何かガイドライン変えたりして、結構強引に入れたわけですけど、本来であれば、公営企業でやるべきだと思うんですね。

だから、その経営体として例えば観光協会とか、まちづくり会社とか、そういう公的セクターとの合併とか統合とかということもあり得ると思うんです。こういったこともぜひ市としては検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの5者会議で様々な議論をしているとお話しさせていただきました。その中でやはり経営の在り方、体制、それは社長だったり社員だったり、いろんな方が木曽川観光にいらっしゃいますので、そういった経営の仕組みについても様々な意見が交わされております。

そうした中で、このままこの株式会社という形でいいのか、あるいはそれこそ経営者の方が変わるだとか、別の方になっていただくとか、様々な議論をする中で、今ご提案のあったような他の組織との合体、合併、あるいは連携、協力、これはこれから議論をどんどん深めていくことになりますので、そういったところも当然議論の枠の外には出さずに、様々な可能性を考えながら、木曽川観光という会社が、やはり我々は公益性があると考えておりますので、そういったところも含めて議論、検討していく必要があると考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時55分 散会